

むつ市議会第247回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和3年3月9日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）2番 工藤祥子 議員

（2）19番 佐々木隆徳 議員

（3）4番 東健而 議員

（4）6番 佐賀英生 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛
公営企業 管理者	村田	尚	選挙管理 委員長	畑中	政勝
農委 員会長	坂本	正一	総務部長	吉田	真
総務部 部長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	中村	久
福祉部長 健康推進 部長	須藤	勝広	健康 推進部長	中村	智郎
子ども みどり skidse office こころ にり所	菅原	典子	経済部長	立花	一雄

都 市 整 備 長	中 里 敬	都 整 建 技 政 推 進 備 術 進 市 部 設 監 策 監	小 笠 原 洋 一
川 内 庁 倉 長	木 下 尚 一 郎	大 畑 庁 倉 長	伊 藤 大 治 郎
協 野 所 沢 長	工 藤 和 彦	會 管 理 計 者	野 藤 賀 範
選 挙 管 理 會 長	木 村 善 弘	監 事 查 務 委 員 長	田 中 宏 司
農 委 事 務 局 員 局 濟 業 會 長 部 事	金 浜 達 也	教 育 部 長	角 本 力
上 下 水 道 長	濱 谷 重 芳	總 政 推 進 務 課	杉 澤 一 德
福 祉 推 進 課 部 策 監 策 長	工 藤 淳 一	上 水 政 推 進 營 課	眞 野 修 司
企 政 企 調 課 画 部 整 長	福 山 洋 司	財 務 課 部 長	石 橋 秀 治
福 祉 福 福 部 社 長	長 尾 寿 和	總 務 課 部 課 幹	井 戸 向 秀 明
福 生 課 務 務 部 課 任	菊 池 亘	總 務 課 部 課 任	柏 谷 諒

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 孝 悅	次 長	中 野 敬 三
總 括 主 幹	青 山 論	主 幹	葛 西 信 弘
主 幹	堂 崎 亜 希 子	主 任 主 査	井 田 周 作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（大瀧次男） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、工藤祥子議員、佐々木隆徳議員、東健而議員、佐賀英生議員の一般質問を行います。

◎工藤祥子議員

○議長（大瀧次男） まず、工藤祥子議員の登壇を求めます。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） おはようございます。日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第247回定例会に当たり、一般質問を行います。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から明後日で10年を迎えます。事故を起こした原発は、いつ廃炉作業が終わるのか、いまだにめどが立たず、高レベル放射性廃棄物の処分さ

えもままならない状況です。昨年末時点で県外に避難した福島県の被災者は3万人近くもおり、道半ばです。日本原子力文化財団の世論調査でさえ、廃止を望む声は6割、世論の多数は原発への依存ではなく、再生可能エネルギーを増やす方向へと向かっています。

また、今年1月22日に核兵器禁止条約が発効され、核兵器が歴史上初めて違法化されました。この条約へ日本政府が署名、批准すべきという世論調査は72%です。これらを見ても、政府と世論の乖離は明らかです。このような政治が問われているのではないのでしょうか。

さて、新型コロナウイルス感染症の猛威に今日も多くの人々が経済的、身体的、精神的に追い詰められている状況が続いています。憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とした上で、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としています。1990年代から全国の保健所が半分に減らされ、今日弱められた医療体制の逼迫も続いています。そして、社会保障の削減と、過去40年前から続く利潤と効率優先の新自由主義政策の継続でいいのか、コロナ禍の中で問われてきています。

暮らしが追い詰められている今日、住民の福祉の増進を掲げる身近な市町村の役割がより一層求められています。このような立場で一般質問を行います。

第1の質問は、水道事業についてです。現在のむつ市水道料金の標準基準は10立方メートルに設定され、使用量が増えると従量料金が加算されます。2017年の9月定例会で質問し、使用料1世帯5立方メートル以下の世帯が22.5%もいる。基本料金の2段構え、3段構えにすることを考えてほしいとの私の質問に水道料金等審議会、今は水道

審議会と言うのだそうですが、その審議会の中でも同種の要望が出ており、2019年以降に料金の検証を行い、必要に応じて見直すという答弁をいただいています。どのように進んでいるのかお聞きいたします。

第2は、乳幼児等医療費給付事業、小中学生の通院費も無料とすべきという質問です。この助成は、青森県内でも進み、2020年度末時点で入院、通院ともに小中学生まで無料化の未実施、実施していない自治体は4自治体、むつ市もその中の一つに入っています。むつ市は、入院は無料ですが、通院は有料です。言うまでもなく、入院より通院する子供の数は圧倒的に多数です。

五所川原市が昨年8月、鶴田町が10月に実施、黒石市も来月4月からの実施を決め、むつ市のみが残りました。高校生までも入院、通院とも無料は県内12自治体、入院のみ2自治体と広がっています。実は、2018年11月22日に新日本婦人の会むつ支部より、「子どもの通院医療費を中学校卒業まで無料にすることを求める請願」が1,364筆の署名とともに市議会に出され、民生福祉常任委員会付託となり、閉会中審査も含め4回ほど話し合われましたが、不採択となった経過があります。そのとき前例のない文言、「現時点では願意に沿いがたいが、将来の実現に向けて市当局の不断の努力を求めたい」と付されました。次回の2019年3月定例会において、民生福祉常任委員長より経過説明、質疑、討論と5人のみの起立で不採択となった経過があります。

国・県が背を向けていることは大きな問題であることは指摘しなければなりません。しかし、子育ての基本的な支援として、県内39の自治体が努力して広げてきたというのが今日の到達点です。むつ市としてどのように受け止めているかということをまずお伺いいたします。

第3の質問は、生活保護の扶養照会についてで

す。扶養照会とは、生活保護の申請時に福祉事務所や市が本人申請者の家族に援助できないかどうかを確認することです。コロナ禍の中で、生活困窮者支援に取り組むつくろい東京ファンドが年末年始の緊急相談に訪れた人に行ったアンケートでは、制度を利用しない理由を聞くと、「家族に知られるのが嫌だから」、「子供に迷惑をかけられない」、「兄弟に知られたくない」と答えた方が34%もいたという数字が出ています。生活保護基準以下の低所得世帯のうち、実際に制度を利用しているのは2割、捕捉率2割と言われています。その背景には、利用することは恥という偏見が広くあります。

国会での日本共産党の小池晃議員等がこの扶養照会について取り上げ、菅首相は「生活保護は国民の権利」、田村厚生労働大臣は「扶養照会は義務ではない」と弾力的運用を明言しました。むつ市は、現在扶養照会はどのように行っているのでしょうか。また、国会答弁を踏まえて、2月末に新しい通知が出されたようですが、どのような内容かお知らせください。

第4として、むつ市で来年度から本格的に取り組もうとしている森林経営管理制度について伺います。森林経営管理法が2018年に成立し、翌年スタートで、むつ市も来年度から本格的に動き出そうとしています。森林所有者が所有している森林について適切に経営管理を行わなければならない責務があると明確にし、所有者が自ら管理できない場合は市に委託することができ、市に委託した森林のうち、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託、適さない森林は市が管理するという新たなシステムです。

この制度は、2019年に成立した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律とセットで、森林環境税は2024年から国税として1人年間1,000円を個人住民税に上乗せして市町村が徴収することに

なっています。そして、森林環境譲与税は私有林、人工林の面積、林業労働者及び人口を基準にして市町村に譲与されます。

森林整備は、本来国の一般会計予算から出すべきものです。期待する声もあるものの、林業の成長産業化をうたっているように、短期的な収益を求めた伐採は資源の収奪となり、山林の荒廃を招くおそれがあるなどの声もあります。

1つ目の質問は、むつ市の私有林の現状と課題について、2つ目は、来年度どのように進められるのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、乳幼児等医療費給付事業についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、生活保護行政についてのご質問、扶養照会の運用についてお答えいたします。扶養照会につきましては、生活保護を申請した際の調査やその後の訪問活動等により、それぞれの扶養義務者との関係を確認した上で行っており、高齢等により明らかに扶養が期待できない方や特別な事情があり扶養が望めない方には行っておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、森林行政についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 公営企業管理者。

（村田 尚公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（村田 尚） 水道事業についてのご質問、水道審議会の答申を受けて、一人暮らし高齢者世帯等に配慮すべきについてお答えいたします。

まず、水道料金につきましては、むつ市議会第

233回定例会において、工藤議員のご質問に対しまして、次期水道料金の改定に合わせて検討してまいりたいとお答えしたところでありますが、現段階でこの方針に変更はございません。

水道事業は、市民の皆様の生活基盤を支える重要なインフラの一つであります。市民の皆様からの使用料により支えられている公営企業でもありますので、使用した水量に応じて公平に料金を負担していただくという原則を踏まえつつ、答申の際の要望を受け、一人暮らし高齢者世帯をはじめ使用水量の少ない家庭に配慮した料金体系について検討してまいりたいと考えております。

水道料金改定の時期につきましては、むつ市水道ビジョンでは、令和2年度を目途に検討することとしておりましたが、職員削減や経費縮減等に努めた結果、財政計画を上回る利益を確保できていることから、今後の運営状況を踏まえつつ検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） 乳幼児等医療費給付事業についてのご質問、小中学生の通院無料化についてお答えいたします。

乳幼児等医療費給付事業につきましては、これまで段階的に制度の拡充を図ってまいりました。市といたしましては、今後さらに充実したものとするために、財源の確保に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 森林行政についてのご質問の1点目、むつ市の私有林の現状と課題についてお答えいたします。

むつ市の森林面積は、令和2年度版青森県森林資源統計書によりますと、むつ市有林を含む民有林は1万5,003ヘクタール、国有林は5万9,125ヘクタール、合計で7万4,128ヘクタールとなって

おります。

また、民有林うち、私有林は県内で4番目の1万1,774ヘクタール、むつ市有林は県内最大の2,171ヘクタールとなっております。

民有林の現状といたしましては、森林組合等により5年間ごとの森林経営計画が策定され、森林整備が行われている森林がある一方、森林所有者の経営意欲の低下や所有者が市内に存在していないなどの理由により経営管理が行われていない森林の増加が課題となっております。

次に、ご質問の2点目、森林経営管理法の施行についてお答えいたします。令和3年度におきましては、脇野沢地区の私有林147ヘクタールを対象に森林所有者の管理に関する意向調査を行い、その結果に基づき計画を策定する予定となっております。

また、この事業を実施するに当たり令和3年度の森林環境譲与税4,500万円の一部を活用し、森林経営管理事業の一部を民間事業者に委託するとともに、市の事務執行体制の強化を図るため専任職員を配置することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） それでは、順番に再質問させていただきます。

水道審議会の要望に応じて見直しをする、検討をするというふうな答弁がありましたが、次期改定に合わせてということなのですが、それはいつ頃になるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） お答えいたします。

水道審議会は、水道料金の改定について審議する際に設置されることになっております。今回は先ほど公営企業管理者がお答えいたしましたように、今後の経営状況により判断することとなりますので、現時点では未定となっておりますので、

ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 質問がちょっと戻りますけれども、5立方メートル以下の水量しか使っていない世帯はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） お答えします。

むつ市の給水戸数は、令和2年10月の調定分では2万4,738戸で、使用料金は1億1,983万3,039円となっております。そのうち、1か月の使用水量が5立方メートル以下の戸数は5,926戸、全体の給水戸数に対する割合は23.96%で、水道料金は1,126万8,992円で、その割合は9.40%となっております。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 平成29年6月の調査の結果、私が質問したときの調査の結果ですけれども、5立方メートル以下の水道の使用料しか使っていない人が22.5%で、今回の調査で増えています。そうすると、10立方メートルを基準にしているということは、少ししか使っていない方にとってはすごく負担ではないかなということをもた改めて思っています。

高齢者ばかりでなく、市営住宅とか貸しアパートなんかでも、風呂のない方は本当に5立方メートル以下しか使っておりません。このような方に配慮するような、そういう方向で進めていただきたいということを強調したいのですが、せっかく審議会の中でも要望が出ています。この要望を積極的に受け止めて、早く改定してほしい、このようなことですが、審議会を開催するそのきっかけとか、理由は何なのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） 先ほどもお答えしましたけれども、水道料金の改定ということですので、現状の中では水道料金を改定するところ

ろにまだ至っていないという判断でございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 私は、審議会の答申をもう少し重く受け止めていいのではないかなと思っています。審議会は、むつ市のホームページでは、市では、市政運営において、広く市民の意見を反映していくことや、外部の専門的知識や経験の導入、公正中立の立場から審議などを行うために、地方自治法に基づいて市長や教育委員会などの諮問に対して答申したり、意見を述べるができるということで、行政の機能を補完するものとして位置づけられています。

むつ市には39の審議会があるそうですが、全国的な傾向としては、行政の正当化に機能するような面があるとか、初めから結論が決まっているとか、そういう厳しい意見も出ていますけれども、むつ市の状況は分かりません。でも、審議会の中でこのような要望が出ているということは、もっともっと受け止めて、これを一つの大きな理由として受け止めて、審議して進めていただきたいということを改めて要望して、次の質問に移りたいと思います。

○議長（大瀧次男） 特定の個人、団体を名指しで中傷したりするような発言には十分配慮してください。2番。

○2番（工藤祥子） 私は、今ホームページから拾った意見ですけれども、気をつけます。

次に、小中学生の通院費無料についてです。反対の理由として、恒久的な財源がない、国・県とも足並みをそろえていかなければいけないというのが反対の、今実現できないという、そういう意見でしたが、同じような理由で今予算が計上できない、このように受け止めていいわけですね。

継続します。そのように受け止めます。2016年のまち・ひと・しごと創生総合戦略に効果検証と

いうのが出ています。その中で数値目標の達成状況の中で、小学生を持つ親の子育てしやすいと思う割合が低下した要因について、医療費助成などの経済的助成が小学校になると縮小する制度が多いことなどが割合の低下につながったと考えられる、このような効果検証を出しています。

そして、これは第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証ですけれども、第2期、これは2020年度から2024年度の計画ですけれども、効果検証出ていますかということで窓口に聞きに行ったところ、コロナでできていないという返事でした。本当にコロナという予期しないことが出てきていますので、これはやむを得なかったと受け止めます。しかし、その第2期の総合戦略の27ページの「子育て世帯への生活支援」の中で、「本市においても理想の子どもの数を持ってない理由として、「経済的に難しかったから」が多く挙げられている」とし、「医療費の給付を実施し、子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます」、このように書いています。

子どもみらい部の窓口の方は、本当につらいところがあると思います。以前のときも、むつ市に引っ越ししてきた方から、むつ市は子供の医療費の制度が遅れているというふうなことを聞いた経験があります。本当にこれは唯一むつ市が残った、このような状況の中で何とか子育て支援を進めていただきたいということを本当に申し上げたいと思います。

新日本婦人の会の方は、短期間で1,000以上の署名を集めて、市内の幼稚園、保育所、小児科病院17団体の方も協力してくれています。このような中で、もう一度市長の意気込み、それに対する姿勢を問うて終わりたいと思います。どうでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ですから、我々としては新税の議論の中で、財政需要に見込みながら、これを実現したいということで提案をさせていただいて、それに反対したのが工藤議員であるということをご指摘をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 新税に賛成する、反対するは、それぞれの考え方であります。むつ市は新税にしかこの予算を見いだすことができないのでしょうか。確かに新税検討プロジェクトチームの記事の中にはあります。具体的な実施事業は今後検討するが、防災設備の更新、子ども医療費の助成、むつ総合病院の老朽化対策なども想定していると新聞に書かれています。新税の話合いが今スムーズに進んでいません。新税が進まないと、この事業も実施しないという、そのような受け止めでいいのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 何か話がこじれてきているような気もするのですけれども、我々としては子供の医療費ということについては高い問題意識を持っている。ところが、これをやるに当たっては年間1億2,000万円を超える財源が経常的に必要になる。それを捻出するためには様々な財源の工夫が必要ですが、少なくとも今現状においてはそれを捻出するだけの財政力は私たちにはない。そうであるならば、新しい財源を獲得して子供たちの未来をつくっていかうということで企画したのが新税の企画であって、それに反対したのが工藤議員であるということをご改めて申し上げたいと思います。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 県内の39自治体では、新税等がなくても一般財源の中で行っています。このことを指摘したいと思います。

それでは、なかなかかみ合わないようですので

……

（「かみ合わないようになっているだけ」の声あり）

○2番（工藤祥子） 私は、本来の考え方の土台が違うと思います。

それでは、このことをやっても何も深まっていけないようですので、今の市長の見解は、見解としてお聞きしました。

それでは、3番目に移りたいと思います。生活保護の扶養義務のことについてですが、そうすると調査、訪問、きちんと申請者と確認して、そして行っているという市長の答弁でした。そういう答弁でしたので、確認したいのですが、照会をやめてくださいと主張すれば強制できない、申請したい人の事情を無視した調査はできないということですね。これが弾力的な運用ということになるのですか。よろしいですか。それでは、答弁をお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ご指摘のとおりでございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） それでは、むつ市の扶養照会についてはきちんと申請者と話合いの上で、そしてこの方には扶養照会をしてほしくないというそういう申出があった場合はしない、そういうふうなきちんとした話合いを前提にして行っている、このように受け止めます。

青森県議会の中でも日本共産党の議員が確認して、健康福祉政策課長が答弁しています。改善を指示しています。個々の事情をきちんと聞くことなく機械的に扶養照会を実施している等不適切な事例を確認した場合は改善を指示している、県議会でもこのような答弁がなされていますので、それではむつ市もこれに応じて申請者の立場に立った扶養照会を行うということを確認しました。そ

のように受け止めます。

それから、私もう一つ注目したことは、この扶養照会のようなことが1年に1回扶養義務者に郵送されているのです。それは、「生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について」という文書です、書類です。そして、その書類の中には、「あなたに対し扶養を強制するものではありません。また、過去に「援助できません」との回答をいただいた方にも、当時と状況に変化がないか確認の意味も含め、一定の頻度で送付しております」、このような1年に1回の扶養義務者への郵送ということをむつ市も行っているのですね。回答をお願いします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長健康づくり推進部理事（須藤勝広） 生活保護受給中の扶養義務者に対する扶養照会は、国の示す生活保護の実施要領に基づいて、扶養義務者の状況に変化が見込まれる場合または扶養義務の履行が期待できると判断される方に対して年1回程度実施しております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） その1年に1回送られている文書の内容を見ますと、扶養義務者の勤務先はどこか、平均月収は幾らか、資産の状況はどうか、負債の状況はどうか、このために源泉徴収票、給料の明細書、ローン返済予定表の写しを添付してください、このような文書があります。これは、個人情報に踏み込んでいてやり過ぎではないか、私はこのように感じています。毎年郵送して、どのくらいの方から返事が返ってきているのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 生活福祉課長。

○福祉部生活福祉課長（長尾寿和） お答えいたします。

年1回程度実施しております扶養照会の実績で

ありますが、令和2年度は扶養照会件数671件に対しまして、返信が65件、回答率は9.7%となっております。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 六百何十通も郵送する中で9.7%しか返っていないということで、扶養義務者のそれなりの戸惑いとか、本当に戸惑っている気持ちというのがあっての9.7%なのでしょうか。このような忙しいケースワーカーの方、1人80件も持つケースワーカーの仕事の中では、本当に大変な業務だと思います。

ちょっと返りますけれども、申請したときの扶養照会でも、扶養義務者に郵送して、金銭的援助に結びついたケースというのは1.5%と言われてます。このような大変な業務をケースワーカーの方がやっているというふうなこと、そのことも私は問題だと思います。もっともっと生活保護者に寄り添って話を聞いたり相談を聞いたりする、そのようなことに時間を使っていただきたい、このように思っています。

私の経験ですけれども、3年ほど前の経験です。議員としてもそうですが、私生活と健康を守る会の会員でもあって、様々相談を受けることもあります。あるとき3年前に、生活保護について相談があるという電話をいただいて、私行ってみて、本当に衝撃的な経験をしたことがあります。その方は、旦那さんを亡くして独り暮らしの高齢者ですけれども、話を聞きに行って上がり込んだところ、すぐ私にリストカットをした腕を見せました。生活保護を受けるということは、様々なプレッシャーの中で、本当に自殺までも考えている、そういうふうな状況、生活保護を受けるということが恥なのだという、そういう状況が深く広がっているのだなということを改めて感じました。

その方は、むつ市の市民の方ですけれども、今は生活保護を受けて暮らしています。生活保護を

受けるということは、憲法に書いてある権利なのだよと、こういう制度があるのだよというふうなことをいろいろ話をして、そしてその方も生活保護を受けるといふ決意をして、今安定した暮らしをしている。そのような私も衝撃的な経験をしたことがあります。だから、利用者に寄り添って、利用しやすい制度に改善していかなければということを実は私はそのときも感じました。

日本弁護士連合会でも生活保護法ではなく、生活保障法へ名前を変えるべきだというふうな提案をしています。また、今般生活保護の基準引下げ、違憲訴訟の中で引下げ処分を違法とする判決が大坂地方裁判所から出されました。青森県でも3人の原告が出て闘っています。全国29都道府県で約900人の方が闘っています。支援する会のいのちのとりで裁判あおもりアクションには、多くの弁護士の方も手弁当で参加する等支援の輪が広がっています。

今の時代、格差が広がって、貧困の連鎖があって、社会保障の貧弱さが目立っている中、誰でも生活保護を受けられるような、そういうふうな時代ということを実はこれから皆さんとともに頑張っていきたいと思っています。行政の皆さんとも手をつないで歩いていきたいと思っています。行政の方にもこのことを、現場の声、市民の置かれている状況をきちんとつかんだ上で行政をやっていたきたい。このことを要望して4番目の質問に移ります。

次は、森林行政です。森林経営管理法の施行に基づく市の取組について質問いたします。先ほどの答弁では、むつ市は私有林も県内で4番目に多い、そして市有林も最大だと、このような答弁をいただきました。そうすると、これからの森林行政、森林整備、このことの本当に大きな役割が今むつ市に求められていると思います。

私先ほどちょっと気になった言葉ですけど

も、「森林整備に意欲のない方」と、こういう表現がありましたけれども、私とすれば意欲がない方ではなく、森林整備をしても、本当に金にならない、収入にならない、そういうことで子供たちも森林整備に目を向けない、このような国政のやり方が本当に背景にあると思います。まず、このことを指摘しておきたいと思います。

そして、2024年から私たち1,000円ずつ国税として徴収されて、予算としてはそれなりにあるということで、本当に森林の整備が進むのかどうか、進んでほしいということで、この事業を私も注目して取り上げたわけです。脇野沢のほうから来年度から進むということですよ。そうすると、委託調査、そして境界の整備とか様々な問題があると思うのですが、森林所有者を集めて地域懇談会を開くところから始めるということですね。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まずは、森林所有者の意向を確認するということとなりますので、何らかの方法で森林所有者の方を集めたり、またはそれ以外の方法もあろうかと思っていますので、いろんな方法で森林所有者の方の意向を確認していくということになるかと思っています。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 委託調査は、今年は脇野沢ということですが、何年ぐらいでむつ市内全部終わる予定なのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 今年度から実は開始しますので、なかなかスケジュール感がちょっとつかめないというのが実態になっております。ですので、何年ということは、今の段階では申し上げにくいということでご理解を賜りたいと思います。

- 議長（大瀧次男） 2番。
- 2番（工藤祥子） 経営の意欲が低い方と見られる森林については市が管理する仕組み、そして集約して経営の効率が予想されるところは林業経営者に委託すると、こういう方法で行われていくということを聞きましたけれども、林業経営者は今青森県のほうに登録ということが進んでいるようですが、このむつ下北の登録者は何者あるのでしょうか。
- 議長（大瀧次男） 経済部長。
- 経済部長（立花一雄） 今後その森林を委託するという意味での林業経営者でありますけれども、これは青森県のほうで登録という形がありまして、3者、今市内のほうでは登録されております。
- 議長（大瀧次男） 2番。
- 2番（工藤祥子） それでは、この経営者は伐採だけではなく植栽、保育も義務づけられている経営者ということですね。再造林もきちんとやるという下での登録事業者ですね。
- 議長（大瀧次男） 経済部長。
- 経済部長（立花一雄） そのとおりになります。
- 議長（大瀧次男） 2番。
- 2番（工藤祥子） 経営の意欲が低い、経営がなかなかできないという小規模な所有者が本当に多いと思うのですけれども、そのような森林に対して責任を持つのは市ということになりますけれども、むつ市役所の体制を見ますと、生産者支援課の林業担当者は1人だけなのです。先ほどの答弁の中では、林業専門家を雇用するという事になっているということでしたけれども、たしかこの法律の中でも、専門家の雇用に対しては交付税が措置される、このようなことが言われています。専門家の確保は大丈夫なのでしょうか。
- 議長（大瀧次男） 経済部長。
- 経済部長（立花一雄） お答えいたします。まず、今林務の担当が1人というお話でしたけ

れども、市のほうではグループ制ということをしておりまして、助け合いながら複数人でやっているという現状になります。

そして、専門家というお話ですけれども、林野庁でそういう制度は、地域林政アドバイザーというような制度を持っていますのですが、むつ市のほうにはなかなかそういう登録されている方が少ないということもありまして、今市のほうでは来年度、専任の職員という形で配置するというふうなことを考えておりますので、まずはそういう形でやってみて、結果を見ながら考えていくということになろうかと思えます。

以上です。

- 議長（大瀧次男） 2番。
- 2番（工藤祥子） 職員体制のほうももっと林業及び第一次産業のほうに充実、確立してほしい、このように思います。

たくさん聞きたいことはあるのですけれども、国有林についても国有林野の管理経営に関する法律改正案が2019年に出されて、最長50年間にわたって国有林の大規模伐採を行える権利が伐採業者に付与されました。一言で言うと、国有林を民間に開放するという事なのですからけれども、しっかりと森林整備について責任を持って本当に行えるのかどうか、国有林についても、民有林、私有林についても本当にきちんとした体制なり法律に基づいて持続可能な森林林業が行えるのかどうかということは不安を持っています。期待する面もあります。しかし、このような不安を持っています。

林野行政、森林経営管理法、この下での新しいシステムをこれからは私は注目して見ていきたいと思っています。

以上で終わります。

- 議長（大瀧次男） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐々木隆徳議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐々木隆徳議員の登壇を求めます。19番佐々木隆徳議員。

（19番 佐々木隆徳議員登壇）

○19番（佐々木隆徳） 未来への轍の佐々木隆徳です。

多くの貴い人命を奪い、甚大な被害を与えたあの大震災から明後日で丸10年を迎えますが、そのとき我がむつ市議会はどのような状況だったのか。振り返ってみますと、今と同様に3月定例会の開会中で、当時日程は議案審議が先で、後に一般質問が行われておりました。市長は宮下順一郎氏、議長は村中徹也氏で、お二方とも志半ばで病に倒れ、旅立たれておられますが、お二方とも特筆したものを持っておられたと私自身十分に思っております。

当時議員定数は30名、質問通告は14名で、その一般質問の初日、予定どおり午前は2人が終わり、午後から3人目が終わった段階で、市長に対する不適切発言があったとのことで議事進行がかかりましたが、議長裁量で却下され、その後市長から発言の申出があり、自分の名誉を損なう発言があったと、そのためその取り計らいをお願いする旨述べたところ、議長は議会運営委員会開催のため、午後2時21分に暫時休憩を宣し、それから約25分後の午後2時46分にあの巨大地震が発生し、本会議は間もなく延会となったわけであります。それから5日後に議会は再開され、一般質問が行われ

ましたが、市長をはじめ理事者側に災害対応に専念してほしいとのことで、残る11名中、私を含む、今議長の大瀧議員も事前に質問の取下げがあり、当日は3名の一般質問で終了し、その2日後に閉会となったところであります。

それから10年後の現在、2度にわたる議員定数の削減があったものの、当時30名の議員のうち、そのとき議場にいた議員は現在9名しかおらず、大変感慨深く、時の流れを感じている次第であります。

それでは、質問に入ります。初めに、漁協合併について伺います。漁業及び漁協の現況は、漁業者の高齢化や後継者不足による組合員数の減少、さらには漁獲の減少や魚価の低迷などの影響により零細漁協が多く、県内における漁協の経営は大変厳しい状況が続いているとのことで、青森県漁連と青森県漁協経営安定対策協会は、平成10年に1市町村1漁協を目標に、当時54ある沿海漁協を15の漁協とする合併計画を策定し、推進を図ってきたところであります。しかしながら、若干の合併はあったものの、その後一向に合併が進まず、平成29年に県漁連と県漁協経営安定対策協会は新たに県内を海域ごとに4つのブロックに分け、それぞれ1漁協に合併した後、最終的に県内1漁協の実現を目指すとの再編計画を策定し、現在に至っているところであります。

その再編計画も目立った実績もなく、今月末がその計画期限となる中、5年延長で仕切り直しとの報道があり、合併に際して「行政の指導力に期待」との関係者の声も載っておりました。

市内にある5漁協は、操業海域や漁業形態の違いなどから、合併は困難であるとの認識の下、湾内のむつ、川内、脇野沢の3漁協の合併に市の指導により積極的に取り組むべきと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、ふるさと納税について伺います。この制

度は、当時総務大臣になった現総理の菅氏の肝煎りで作られたとのことで、人口が密集する首都圏と人口減少が著しい地方との税収格差を埋めるため、生まれたふるさとや応援したい自治体に寄附ができ、また寄附額に応じた返礼品がもらえるなど、住民税の控除も受けられること自体大変メリットのある制度として平成20年から始まったものと理解しているところであります。特に数年前からは、市への寄附額も増加し、市の財政にも、返礼品を扱う事業者にも大きく貢献してきているものと思っております。

今年度は、コロナ禍の中で巣籠もり消費の拡大や医療機関の支援を目的とした寄附の増加との報道もありましたが、年度末に当たり、今年度の実績見込額はどの程度になるのか。また、新年度に向けた取組に係る課題について伺います。

次に、市営住宅の整備について伺います。市では、厳しい財政の中、老朽化した公営住宅の効果的な建て替えや公営住宅需要に対応するための大規模改修、大規模改善及び長寿命化改善等の具体的な方策を検討するために、平成29年3月にむつ市公営住宅等長寿命化計画を策定し、その計画に即し、公営住宅事業を進めてきたものと思っております。

また、今定例会に追加上程された田名部まちなか団地整備事業も、今後整備が進められていくものと思いますが、長寿命化計画では、平成29年度からの10年間とされ、来年度に見直しが図られるとのことであり、市営住宅の整備計画はどのようになっているのかお伺いたします。

次に、新たな過疎対策法について伺います。この法律は、人口の著しい減少に伴い、地域社会の活力が低下し、生産機能や生活環境の整備が他の地域と比較して低い地域への対応のため、地域格差の是正などを措置することを目的に、昭和40年代に制定され、ほぼ10年ごとに延長や見直しが行

われ、今日に至っているものと理解しているところであります。

この過疎法に伴う事業実施に当たって、過疎対策事業債が使用でき、その7割が交付税で措置される仕組みとなっているとのことで、財政上は大変メリットのある法律で、むつ市は川内、大畑、脇野沢の3地区が指定を受け、合併前からその恩恵を受けてきたものと思っておりますが、現過疎法の期限も今年度末となって、新たな過疎法が新年度から施行される見込みであり、今後のその流れについてはどのようになっているのかお伺いたします。

質問の最後は、行政運営についての1点目、減額中の特別職給与についてであります。これまで特別職給与の減額は、合併以前に平成9年から行われてきていたとのことで、減額幅の増減はあるものの、現在市長給与は、来年度末までの間5%の減額措置を条例で定め行っているわけですが、そのことについて単刀直入に市長の所見を伺います。

2点目は、職員の労務管理についてであります。新型コロナウイルス感染が始まってから1年が過ぎ、その感染予防対策やそれに伴う様々な経済対策等への取組に、市長をはじめ理事者に対しましては、改めて敬意を表する次第であります。今後も市を挙げての事業とされるワクチン接種事業やさらなる経済対策等、次々と関連事業が実施される見込みであり、それに従事する職員の負担が増え、過重労働になっていないのか危惧するところではありますが、職員の時間外労働等の現状はどのようになっているのかお伺いし、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐々木隆徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、漁協合併についてのご質問にお答えいたします。青森県内の漁業協同組合の合併につきましては、漁業協同組合合併促進法及び青森県漁業協同組合合併促進条例に基づき、公益社団法人青森県漁協経営安定対策協会が平成29年2月に青森県漁協合併基本計画を策定し、県内を海域別に4ブロック単位とする合併について協議が進められております。

合併推進協議会には、青森県漁業協同組合連合会等の漁業関係団体、青森県市町村等も出席しており、当市は専門委員会委員として協議に参加しているところでありますが、協議を重ねてきてはいるものの、現在は合併推進協議会から離脱する漁協が多数あるなど、進展していない状況にあります。

青森県漁協合併基本計画は、国の法律や県の条例に基づいた計画となっておりますので、市といたしましては、今後も合併推進協議会に積極的に参画するとともに、市内各漁協へ適宜情報提供を行うなど、漁協や組合員の皆様にとってよい結論になるよう支援してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ふるさと納税についてのご質問の1点目、今年度の実績見込額についてお答えいたします。ふるさと納税は、国が平成20年に創設した制度であり、自分の選んだ自治体に寄附を行った後、所定の手続により寄附額のうち、2,000円を超える部分について、翌年の所得税と住民税から控除される制度であります。

寄附先としては、自分の生まれ故郷だけでなく、お世話になった自治体や応援したい自治体等を自由に選択することができ、寄附を受けた自治体から寄附額に応じて、その地域特産品等の返礼品を受けられます。

市では、制度が創設された平成20年からふるさと納税を導入し、導入初年度の寄附額127万円か

ら、現在では約120倍の1億5,000万円を超える寄附を受領するに至っております。

過去3年間の実績は、平成29年度は寄附件数1万4,534件で、寄附額1億9,660万4,000円、平成30年度は寄附件数8,881件で、寄附額は1億5,781万5,000円、令和元年度は寄附件数8,883件で、寄附額1億5,107万5,000円となっており、寄附額については1億円台の後半を推移してまいりました。今年度は、目標寄附額を2億円に設定し、新たな返礼品の開発やポータルサイトを増やすなどの取組を実施してまいりました。その結果、今年度の寄附額は1億6,000万円程度となる見込みで、目標額の達成については難しい状況であるものの、昨年度と比較しますと、寄附額で1,000万円程度、寄附件数では1,000件程度の増加が見込まれております。

受領した寄附金につきましては、下北ジオパーク、防災、教育及び産業振興の分野での活用を図ってまいりましたが、今年度は寄附金の新たな用途として新型コロナウイルス感染症等に関わる緊急時の対応にも充当しております。

ふるさと納税制度における財政的な戦略といたしましては、寄附額の増大のみを追求するのではなく、全国の皆様からいただいた寄附をいかに市の発展に生かしていくかが重要であると考えておりますことから、今後も寄附者から共感を得られ、むつ市と継続的につながりを持っていきたいと考えていけるような制度運用を目指し、取組を進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、新年度に向けた取組に係る課題についてお答えいたします。寄附増額に向けた課題の一つとして、寄附者の皆様に全国の自治体の中からむつ市を選択していただくため、返礼品の魅力を向上させることが必要であると考えています。そのため、国の外部専門家派遣制度

を活用して、ふるさと納税に関する専門的な知見と寄附増額の実績を有する外部専門家を招聘し、返礼品についての魅力や価値を磨くとともに、より効果的なプロモーションの展開を図り、多くの方々に選ばれるむつ市となることを目指してまいります。

あわせて、新たな返礼品の開発や商品の安定した供給を実現するため、返礼品を提供する市内事業者の皆様とより緊密な連携を図り、ふるさと納税制度を通じて、さらなる産業の発展につながる取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市営住宅についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、新たな過疎対策法の制定についてのご質問、新過疎法制定見込みによる今後の流れについてお答えいたします。本年3月31日をもって現行の過疎法が失効することに伴い、4月1日に新過疎法が施行される予定となっております。その後むつ市では、新たなむつ市過疎地域自立促進計画を策定することとなります。

なお、新過疎法においても、現行法で対象となっている川内地域、大畑地域及び脇野沢地域については引き続き対象地域となる見込みとなっておりますことから、過疎対策事業債を活用した各地域の一層の振興を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、行政運営についてのご質問の1点目、減額中の特別職給与についてお答えいたします。特別職の給与につきましては、平成27年1月から平成30年3月までの3年3か月間、市長は15%減、副市長、公営企業管理者及び教育長は10%の減を実施しており、その後平成30年4月から6月までの2か月間は、市長のみ15%の減額、また平成30年10月から令和4年3月まで、市長のみ5%の減額をする見込みとしております。

この給与減額につきましては、本市の置かれている厳しい財政状況、社会経済情勢等を考慮し、自ら身を削る姿勢を示すとともに、財政健全化への不退転の決意であると認識しております。

続きまして、ご質問の2点目、職員の労務管理についてお答えいたします。今年度は、通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染症対策の業務が加わり、職員の時間外勤務はかなり増大したものと認識しております。新型コロナウイルス感染症対策業務といたしまして、特別定額給付金給付事業、雇用対策、経済対策、感染症対策と多岐にわたり、本年2月15日からは感染症予防接種準備事業も実施しております。

職員の休暇の取得につきましては、昨年3月から年次有給休暇の取得促進を目指し、記念日に取得できるアニバーサリー休暇、冬期間の週末と併せて取得できる冬休みをはじめ、10年、20年、30年の永年勤続時に取得可能なリフレッシュ休暇を取得しやすくするなど、職員が休暇を取得し、リフレッシュできるよう取組を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 市営住宅についてのご質問、整備計画はどのようになっているのかについてお答えいたします。

市営住宅の整備計画につきましては、むつ市総合経営計画に掲げる「暮らしやすいまちの構築」を目指して、むつ市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に整備を進めております。

建替事業としては、緑町団地109戸は令和3年度に、川内・木団地46戸は令和5年度に完了する見込みであり、10団地の集約建替事業である（仮称）田名部まちなか団地60戸は、令和5年度に整備を完了する予定となっております。

その他の市営住宅につきましては、当面の間修繕等の維持管理に努めてまいりますので、ご理解

を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 順序どおり、漁協合併についてから再質問させていただきます。

私は、これまで漁協合併、再編、そして協業化ということで、折々に触れ質問してきたところがあります。私漁協の職員として長年勤めた経緯もありまして、いかに漁協が安定するかということ、それに努めてきた経緯もあります。漁協の弱体化といいますか、今現在高齢化、そして後継者もないというふうな状況が現実には起きている、そして10年前にも質問したその内容がさらに悪くなっていると。そういった現状を如実にしまして、特にこれは人口減少が激しい脇野沢だけかも知りません。実際に川内地区等はそのようなことはないとは伺っており、また合併にも消極的だというふうなことは伺っております。現実には5年延長されたというふうな漁協合併の今の協議の中身でいきますと、基本的には、これは皆さんご承知かと思えますけれども、いいときに計画する、いいときに協議して進める、これが本来のやり方なのです。これは会社の経営も、家の中のやりくりも同じだと思いますけれども、悪くなればどんどん、どんどん悪循環になって悪くなっていく。いいときだからこそ、協議も余裕を持った形で将来を見据えた形での協議ができるというふうなことは、これは職員として、現場にいた者として重々肌で感じてきたところでもあります。

今新聞等でも、この5年間延期、その中で行政の指導というふうなことを関係者、県漁連の会長とか、そういった中の発言もあります。その点について、漁協は独立した法人でありますので、市がとやかくとか、そういった形のことは、もちろん強制的なことはできないし、さらにまた独立した法人に、言葉がいいかどうかは分かりませんが、関与というふうな考え方、これもまたど

うかと思えます。醸成、要するに合併に向けた醸成、雰囲気づくり、これらを十分に踏まえた形で、例えば漁協の協議会、3漁協の協議会、今も継続しているのかどうか分かりませんが、そういったものに力を入れてほしいというふうな思いで今回質問しておりますので、市長、その点一言ありましたらお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私が申し上げるよりも、佐々木隆徳議員のほうが専門家だと思いますが、あえて申し上げますと、各漁協の今後の在り方については、やはりまず各漁協の皆さんの思い、まして組合員のお一人一人の思いということが大切だと思っております。ただ、そうした中でも大切な思いというのを超えて未来を一緒につくっていかうというふうなこともすごく大切なことだと思っております。

私この問題をずっと、皆さんいろんな組合長さんはじめ組合員の方からもお話を聞いていて思うことが、今回合併の議論が合併しないデメリットというのが先行していて、つまりこのままいっては、やはり漁協が大変なことになるとということが先行しているというのがすごく気がかりなことなのです。やはり合併してどんないいことがあるのだろうかとか、こういういいことがあるというふうなことが前に来るような話があれば、これはきっと恐らく機運も醸成されるのだろうと思うのですが、残念ながらそういうところにまで現状至っていないということがこの問題の核心部分にあるのかなというふうに理解をしています。

いずれにいたしましても、我々として、私自身も積極的に3漁協の協議会等には参加させていただいています。懇親会中心ですけれども、参加させていただいておりましたし、各漁協さんの思い、それから組合員さんの思いをしっかりと受け止めながら、市としてできる限りのことをこれからも

していきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 市長の今の積極的といいますが、ある程度前向きな発言だと評価いたしますけれども。

湾内の漁協は、外海といいますか、太平洋側の海峡と違いまして、ナマコ、ホタテで比較的経営が安定していると。私は今の合併もしくは再編、協業化になぜこだわるかという、漁業者というのは、本当に言葉は悪いのですけれども、実際魚があればそこに群がる、魚がいなくなればそこからいなくなると。最後に残るのは漁協であり、職員である。そういう状況を肌で感じてきた経緯があります。ですからこそ、漁協の経営安定というのがいかに重要か。そこで働く職員は、例えば5名であれ、10名であれ、そういった職員の生活安定を図らなければならないという思いで常にこれまでも、今回で3度目、4度目になりますか、そういうふうな形で漁協の合併について触れてきたところであります。

全体を新聞報道、または脇野沢、地元の漁協の内容しかほぼ分かりませんが、新聞報道によりますと、やっぱり5年間の中ではこれから本腰を入れて取り組む姿勢も見えております。ですからこそ、5年間という期限はありますけれども、ある程度の期間の中で徹底した議論をして、そして一本化、またはむつ市の場合は5つの漁協が、外と内湾、陸奥湾に分かれております。最低限3つが一つになる、または5つ、6つが湾内で一つになるような方向づけ、改めて市長、もう一回、醸成、お願いしたいと思っておりますけれども、その点。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

本当に各漁協の皆さんがそれぞれの漁協の未来のことを考え、将来のことを考えているという現状にあって、それに加えて組合員の方々、生産者

の方々というのでしょうか、漁師さんたちもそれぞれの生活のこと、未来のこと、将来のことを考えているという状況にあります。その先がやっぱり一つになるような形でなければ、合併というのは恐らく達成できないと私は思っていますので、ある意味合併によるメリットの部分がどこにあるのかということとしっかりと県とも相談をしながら、この議論を進めていくことが必要なだろうと、このように私は考えてございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 前向きな答弁、本当にこれからは漁協につきましても、よろしく願いたいと思います。

次に、ふるさと納税についてに移ります。先ほど、1億5,000万円、1億5,000万円、1億6,000万円程度というふうな実績を示していただきました。当然のこととはいえ、市にも大きな財政的メリットがある、そしてまた市内への経済効果、特に返礼品を扱う事業者等においても、当然経済効果等が出ていると、そのように思っておりますけれども、その市内への経済効果を市ではどのように見ているのか、そこら辺お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

市内への経済効果ということですが、直接的な効果といたしましては、ふるさと納税の制度上、返礼品の価格というのは寄附額の30%以内となっております。この分が市内業者の売上げということになりますので、昨年度の実績から逆算しますと、約4,300万円ほどが市外から市内の返礼品の代金ということで市内の業者に支払われているという形になりまして、地産外商というものになっております。

また、間接的なものとしましては、寄附額のうち、返礼品代金を含めた寄附募集に係る経費を除き、約50%が市の歳入ということでふるさと納税

基金に積み立てられております。昨年度は、約7,500万円ほどが下北ジオパーク、防災、教育、産業振興及び新型コロナウイルス感染症等の緊急対応に関する経費として、それぞれの分野で需用費に充当され、市民の皆様の生活の充実に寄与しているというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 質問というよりも、参考になりますけれども、主な返礼品といたしますか、その主な品物等、もし分かりましたら二、三点、5点ぐらいでも結構ですけれども、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ここでも私たち海と漁師さんたちに支えられておりまして、主な返礼品といたしましては、ウニ等の海産物、ホタテ貝柱、あるいは海峡サーモンですとか、そういったものが人気が高い傾向にあるということでございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） ふるさと納税の最後、3点目ですけれども、本来逆の場合もあるわけですね。この制度によって、本来むつ市に入ってくるべき税金が、要するにほかの、今と逆のことをして、返礼品目当てといたしますか、そういう流れで、ほかのほうに税金が流れるような、そういう金額が大体ここ二、三年、おおむね幾らぐらいになっているのかお伺いいたします。質問している意味、分かりますね。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） むつ市から、逆に他の自治体に流出しているという部分でございますけれども、市税の寄附控除額についての3か年の実績としましては、平成29年度が1,297万8,000円、平成30年度は1,853万5,000円、令和元年度は2,252万1,000円となっております。ふるさと納税の市

場の拡大に伴って増大しているということですが、この寄附額のうち、寄附控除額の75%は地方交付税により補填されるというふうになっておりまして、昨年度で言いますと、寄附控除額2,252万1,000円に対しまして、実質的な市税の減少というものは560万円程度というふうになっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 不勉強であれですけれども、今初めて交付税で75%ですか、措置されるというふうな中身を知りまして、取りあえずは安心という形で、そう思っています。

次に、市営住宅、公営住宅についてに移ります。むつ市の公営住宅等長寿命化計画、一覧をずっと見ますと、住宅の一覧を見れば、建設年度が昭和30年代、そして40年代が意外と多く、そこで木造ですから、耐用年数については市の基本的な考え方、もちろん建てられれば、これにこしたことはありませんけれども、必ず財政なりそういった大きな負担が伴いますので、基本的な考え方はどのようになっているのか伺います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えをいたします。

市営住宅の耐用年数ということでの質問だと思います。公営住宅法におきまして、耐用年限として規制されております。耐火構造で70年、準耐火構造及び簡易耐火構造二階建てで45年、木造または簡易耐火構造平家建てで30年というふうに定められております。この耐用年限は、国の交付金等を活用した建替事業の基準を表すものでありまして、住宅としての使用を制限しているものではございません。市では、適正な維持管理により、安心してご利用いただけるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 先ほどの部長の答弁でしたか、市長でしたか、田名部まちなか団地、そして川内が。正直言いまして、大畑と脇野沢には現在全く手がついていないと。そこで、地元の議員としてといいますか、大畑には3人の議員が今ここにいらっしゃるので、大畑はともかく、脇野沢の将来見直しを図る中での脇野沢地区の整備計画はどのようなになっているのか、その点について伺います。

人口がどんどん少なくなっていると思いますが、最低限必要な戸数というのは当然あると思っています。現在脇野沢の場合は29戸ですけども、それが半分以下であっても、最低限の住宅というのは必要だと思っています。その点も含めて脇野沢の整備計画について伺います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 脇野沢の桂沢団地の整備計画ということでございますが、市では今後の市営住宅、全てということになりますが、整備につきましては、令和3年度実施予定のむつ市公営住宅等長寿命化計画改訂業務の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 公営住宅は、例えば改修するなり、また建て替えするなり、多額の経費、財源が必要となりますので、今といいますか、ここ例えば2年後、3年後にどうのこうのというふうな話には全然なりません、重々理解しています。ただ、将来的には大畑も脇野沢も、そこら辺に親交を深める意味もありまして、ぜひともその計画の中に入れて形で見直しをお願いしたいと思えます。

次に、過疎対策法について伺います。先ほど市長からも答弁いただきましたけれども、新たに過

疎法が制定されれば、過疎地域自立促進計画を策定することになるわけですね。その計画については、時期やスケジュール等はどのようになるのか、その点について伺います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

4月1日に新たな過疎法が施行されますと、国から計画の策定のための通知が発出される予定となっております。その通知を受けまして、新たなむつ市過疎地域自立促進計画案を策定し、9月の市議会定例会にお諮りしたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） たしか計画は5か年という理解でよろしいですね。

そうすれば、今令和3年ですか、現在3月末までですけども、現在の過疎法の、計画では平成32年度ですから、今月末が計画の期限ということですね、古いといいますか、現行法でいけば。そして、新年度、4月1日以降でいきますと、計画策定は令和3年度からという形で5年間になるわけですね。そこで、令和3年度ですから、今予算編成の中で計上されている、また提案されている予算上で分かるかと思えますけれども、各地区の主な事業、どのような事業があるのか、差し支えない範囲で地区ごとに。過疎ですから、むつ地区は関係ありません。川内、大畑、脇野沢の主な事業で結構ですけども、どのような事業があるのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

事業の選定ということについては、令和3年度の部分についてお答えさせていただきますけれども、脇野沢地区でいきますと、愛宕山公園の遊歩道の整備を考えています。桜の時期には、残念ながら間に合いませんが、再来年度の桜には間に合うように公園の整備を行ってまいりたいと考えて

ございます。

また、川内地区につきましては、ふれあいスポーツパークの改修事業がございます。

大畑地区につきましては、大畑庁舎の移転事業に使わせていただくということで考えてございます。

そのほかにつきましては、この過疎債は100%事業に充当できて、70%が交付税で返ってくるという非常に有利な財源ですので、脇野沢地区、それから川内地区、大畑地区の重点的な地域振興、整備にこれからも充てていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 今市長、いみじくも答弁いただいた愛宕山の整備ですけれども、何年か、ちょっと記憶ありませんけれども、私一般質問で脇野沢の愛宕山を含めた形の、そういった形の整備をお願いするということで、たまたま前市長が花見で脇野沢においでになったときに、愛宕山公園で花見をしたわけです。桜が満開で、そこで飲んで、風景でいきますと、ちょうど鯛島がきれいに見える場所なのです。そこで前市長は、わあ、これは何とかしなければいけないという形で、その後の整備につながった経緯があります。私もぜひ整備していただきたいということで、当時あそこら辺は何もなかったのです。今それからすれば、公衆便所から始まりまして、隣の瀬野地区への階段、そして桜の剪定、そして今回が今の遊歩道ですね。あの遊歩道は、脇野沢が戦前のあたり、石像、それが三十三観音になって、きれいに上下に行って、全部三十三観音をお参りできるというふうな愛宕山の中身になっていますので、その点については整備、十分お願いして、次に移りたいと思います。

特別職給与につきましては、これもまたちょっと調べましたら、平成23年6月定例会です。先ほど

壇上でお話ししました大震災で、3月定例会では、たまたま暫時休憩になって、本来であれば現議長の大瀧議員が4番目の登壇者で質問する流れだったわけですけれども、市長の申出により議運が開催されたと。たまたま25分間の休憩、議運をやっている最中に大きな地震となったと。そして平成23年6月定例会、私も通告して、その愛宕山公園を含めた形で、当時の市長の給与を戻してもいいのではないかと、戻すべきではないかというふうな中身で質問した経緯があります。

当時の記憶として、合併の際に約24億8,000万円ですか、約25億円の赤字、4市町村が集まったときに総体の赤字が約25億円だったのです。当時前市長は、その赤字解消、そして財政再建を目指すということで一生懸命努力して、平成23年度の1年前に、計画の1年前に赤字解消を図ったと。ですからこそ、15%の減額でなくて、元に戻すべきだという思いで一般質問をした経緯があります。

市長は、ご自分のことで、言いづらい部分があるかと思いますが、身を削る。身を削るのも結構ですけれども、答弁は求めませんけれども、ちょっと確認したいのですが、今年の6月頃です、市長がコロナ対応で議長に説明したいということで議長室に来たとき、その際の印象がありますので、ちょっと確認したいのですけれども。

今年の6月賞与はどうなっていますか。たしか返納という話。そのときの印象が私は強かったもので。市長の言葉で、それでも我が家には40万円入りますよと言った言葉、今でも。我々はたった賞与15%、約10万円程度の返納しかしませんでしたけれども、そういう思いをもっともっと、今現在も5%の減額しているというのを市民なり周辺に、ひよっとすれば、この議場の議員なんかも分からないでいるかも分かりません。こういったのをエフエムアジュールを通じて市民に知らせるべ

きだとの思いから私は今一般質問、これも含めた形でやっているところで、その思いは重々分かっておりますので、議員も市民も意外と知らない、もっと周知させるための発言もあります。市長、何かありますか。一言でも。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 先ほど答弁したとおり、今の厳しい財政状況や社会経済情勢を考慮しての給与の削減ということであります。財政健全化への不退転の決意と先ほど申しましたけれども、それは言葉だけではなくて、実態が伴う形でお示したいというような思いからの施策でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 時間外勤務について、質問の最後となりますけれども。

この1年間、コロナ禍の中、新たな事業が次々と実施されてきております。その中で常に見ておりますと、職員への負担が大きいのではないかと。先ほど休暇も取りやすくするよう努めているというふうな答弁がありましたけれども、休み等も相応に与えているのか、取られているのか、その点についてちょっと具体的に説明願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

職員の年次休暇というところでございますが、先ほど申しましたように、様々な取りやすくする工夫を施して、取得促進について取り組んでございます。今年度につきましては、まだ全部の集計が終わっておりませんので、実績はお示しできないのですが、ほぼ例年並みに年間10日程度取得していると今のところ推測してございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 時間外につきまして、コロナ禍以前と比較して、通告も何もしておりません

けれども、コロナ禍の以前と比較して、当然何かしら増えているのではないかとと思いますが、その点についてちょっと説明願います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

時間のほうがもしあれば、部長のほうから答弁をさせますけれども、コロナで増えているというか、コロナで偏りがあるというふうに思います。コロナ対応で、例えばプロジェクトチームに入っているメンバーについては、大変これは業務量が多くなってございますので、土日、それから夜間ということで残業していると思います。そこから例えば抜けた課の職員も、これまた負担が大きくなっているというふうに思います。ただ、一方で、イベントがなくなった分で、少し緩和されているという部局もあると思います。ですから、市役所全体のそうした業務のバランスがかなり大きく崩れているというのが私の実感でありまして、ただ仕事の管理をしていく上では、私自身は時間の管理というのは物すごく大事なことだと思っておりますが、それともう一つ、やはりやりがいということも大切だと思っています。そのバランスをしっかりと取りながら休暇も取っていただいて、よりよい職場になるようにこれからも、コロナ禍でも努めていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 最後に、若干苦言となるかどうか分かりませんが。

私は、市長就任当初から、市長の能力は十二分に、十三分にも買っています。発想、企画、行動力。それらを市長、職員が市長のような、もちろん職員の能力もあるのは重々理解しています。自分と同じような形での見方というのはしないように。これは、ある意味私みたいなぼんくらとは当然レベルが違うというふうなのは十分認識しています。

今後も職員の多忙さは続くものと思いますが、過重労働にならないよう、市長をはじめ理事者の皆さんに配慮をお願いして、一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、佐々木隆徳議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（大瀧次男） 次は、東健而議員の登壇を求めます。4番東健而議員。

（4番 東 健而議員登壇）

○4番（東 健而） 市誠クラブの東健而です。

明後日で東日本大震災から10年目を迎えます。今朝のニュースですが、誰もが恐怖を感じたあのときの思いが今では風化が進み、70%の人たちが忘れていと報じられていました。また、福島県の近辺では、マグニチュード4.1の揺れが209回、469回の微震度が観測されたそうであります。コロナ禍ではありますが、何が起こるか分かりません。改めて災害に対する自助、共助、公助の行動を確認したいと思います。

さて、厳寒で断続的な降雪に悩まされ続けたむつ市も、3月に入り、ようやく除雪から解放され、雪解けが感じられる頃となりました。新型コロナウイルスのワクチン接種で、行動を制限され、不安を抱いていた我が国の人々にも少しずつ希望の光が見えつつあり、またオリンピック組織委員会の混乱もようやく一段落したようであります。ワ

クチン効果が不安を払拭し、今年こそはコロナ禍から解放され、アスリート及び全世界の人々が在来と同じに自由に参加できるオリンピックを開催できることを期待したいと思います。

また、3月は卒業シーズンであります。川内にある大湊高等学校川内校舎では、3月1日に卒業式が挙行されました。校舎への道路がつくられ、学びやの建築が始まってから43年もの歳月が流れ、この間2,712人の卒業生を送り続けましたこの学校が、3月31日をもって閉校になります。私は、この校舎ができる前から、この下で商売を営み、暮らしてきました。閉校には、多くの懐かしさと一抹の寂しさが感じられ、残念でなりません。

この間、長年にわたり地域の子供たちを学業、スポーツを通じて育み、成長過程の悩み相談や進学、就職支援など、多くの面で支え続けてくれました川内校舎の代々の校長先生はじめ多くの先生方、そして事務職の皆様方に、卒業生並びに父兄の皆様になり代わりまして、心から深く感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、今回この川内校舎の閉校を質問として取り上げましたのは、この校舎が今まで地方の最高学府としての役割がなくなることによって、今後地域文化の形成に多くの影響を与えることからであります。

青森県の所管の施設ではありますが、西通り地区の文化の殿堂として、また避難所など当市との関わりの深い施設でもあります。空き校舎の今後については、付近住民も大変な関心を寄せています。今後市として利活用をどのように県へ提案していくことが望ましいのか、問題点を少し掘り下げて質問させていただきます。

それでは、前置きはこれくらいにしまして、むつ市議会247回定例会を迎え、今回は2項目の一般質問を行います。

1 項目めは、大湊高等学校川内校舎の閉校と市の関わりについてであります。質問の1 点目ではありますが、閉校後の校舎の利活用について。校舎は、付近住民の子供たちが多く学び、そして卒業し、このたび3月1日、最後の卒業生11人が旅立ち、閉校になりました。この校舎の利活用について、これまで市または県、いずれかからでも結構ですが、話合いの場が持たれたかどうかお伺いいたします。

2 点目、校舎の保安全管理はどのようにされるか。閉校後、3月31日までは、いましばらくはこの状態が続くと思います。生徒や先生方のなくなった後の管理はどうなるのか。不特定多数の人間や動物たちが入り込む可能性が高く、警備上不安が残ります。蛸崎の小学校では、閉校後、熊が壊れたガラスのところから入ってきて大騒ぎになった事例がありました。最近民家近くでの熊の目撃情報がテレビで報道され、国道への猿の出没が珍しくなくなり、カモシカが国道を闊歩する時代です。危害回避の問題が現実のものとなってまいりました。

さて、川内校舎は高台にあります。最近鹿の鳴き声だと思いますが、今まで聞いたことのない声や、小動物などの鳴き声が聞こえるようになってきました。今年は雪が多く、柵を越えて敷地内に入っているようであります。管理が不十分になれば、裏山から動物たちが校舎へ入り込み、すみつくことも考えられます。閉校後の当市の小学校がそうであったように、次第に荒れ放題になり、どんどん朽ちていくことと思います。校舎の下で生活している私どもにとって、思わぬ危害や危険が迫ってくるのではないかと心配であります。県に閉校後の保安全管理についてどのように考えているのか、その対処方針を示すようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

3 点目、避難所設営は担保されるか。川内校舎

は、川内にある避難所の一つに指定されています。しかし、閉校で校舎には人員の出入りがなくなりますので、避難所設営はどのようにされるのか。

運営については、10年前の東日本大震災で避難所が開設されました。また、先月の2月15日、陸奥湾沿岸に高潮警報が発令されたとき、市から放送による避難勧告が発令されています。実際は、西通り地区は当日西風だったため、住民は陸地に高潮が打ちつけてくることはないと考えたのか、多くの人たちは自宅で待機していました。しかし、これからはどんな災害が発生するか分かりません。住民が避難できる避難所としての役目が担保されるのか、市民の一人として誠に心配であります。もし地震や津波、集中豪雨などの緊急避難が必要なとき、校舎が閉鎖されてしまえば、付近住民の頼みの綱がなくなり、逃げ場所がないこととなりますが、避難所設営は継続されるのでしょうか、お伺いいたします。

4 点目、避難所指定の継続でライフラインはどうかということでもあります。避難所としての指定を続行され運営されるのであれば、最も重要な事項はライフラインの確保であります。閉鎖されると、ライフラインの利用がなくなり、維持管理も止められると思います。電気や水道、ガス、電話、トイレ、食料、多くの生活物資などの蓄えはどのように保存、保持、保管されるのでしょうか。

5 点目、施設周辺の安全管理について。大湊高等学校川内校舎開校後、2年目と3年目に大雨被害がありました。当時周りはまだ盛土だったため、道路の山側が2度の地滑りを起こし、道路に土砂が流れ込み、車やバスの通行ができなくなったときがありました。先生方や生徒は、徒歩で校舎へ上って行っていました。緊急に土砂が取り除かれましたが、その後地滑り止めの保全工事が実施され、芝生施工や桜や松の木も植樹され今日に至っ

ています。その松と桜も四十数年を経て大きくなり、枝葉が横に伸びて道路にはみ出し、電線に当たるようになり、切らなければならぬほどに大きくなっています。

また、除雪対策も懸念される事案であります。今年の冬は、大みそかから正月過ぎ、大変な大雪に見舞われました。校舎までの道路は吹きだまりになって、約50センチの雪が積もりました。正月休みの中で、先生も生徒も登校せず、除雪されることもなく、これが数日間続きました。人と車も通行できませんでしたが、除雪されたのは正月が過ぎてしばらくたってからのことでした。

こんなとき地震などの大きな災害が起きれば、住民避難はできませんので、一瞬不安がよぎりました。それでも、警備保障の車は任務のため道路脇まで来ていましたが、車の通行ができないため、国道338号の道路の横の雪を片づけて、そこへ車を置き、深い雪の中に足を取られながら、除雪されるまで毎日上まで徒歩で上り、元気に自分の持分の仕事をしていたようであります。これを見て私は、因果な商売だなどつくづく思いながら、このように冬には豪雪も懸念され、避難の妨げになるのではないかと考えています。避難所として継続されるのであれば、これらの対策をどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

6点目、今後の施設の利用と管理に関する住民説明についてであります。閉校を大方の市民は知っていますが、まだ知らない市民もいると思います。県の施設ではありますが、当市の子供たちが通学した校舎であります。西通り地区には多くの父兄や生徒だった人たちも暮らしています。利活用についてのアイデアが出てくることも考えられます。閉校後の施設はどうなるのか、透明性を高めることも必要です。県も市も、施設の今後の在り方について市民に知らせるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

7点目、自転車置場の利用について伺います。校舎の下に生徒たちが使っていた自転車置場があります。この場所に設置された駐輪設備が次第に腐食して壊れてきています。ここは、周りの雑草が大きくなれば、用務員さんたちが除草していました。管理をせずにこのままにしておけば、雑草や木々が大きくなり、危険になります。校舎を避難所として利用される場合、校舎の下に駐車場が必要になるときもあると思います。その際には、自転車置場を車の駐車場として利用するよう要望できないものでしょうか。

次は、2項目め、災害の発生予想に対する課題と対策についてであります。

1点目、災害の発生予想と市民の意識調査について。災害は、思わぬときに思わぬ場所で発生します。この災害から市民の安全安心を守るために事前に予想図を作り、配布しているのがハザードマップであります。一方で、市民は自分の身辺、身近な場所の危険に対してどのように理解し、避難しようとしているのか分かりません。マップによって、自分たちの地域での危険を避けるため、避難の仕方などを考えていますが、行政では市民がどのように考えているのか分からないと思います。ついては、ハザードマップに対する市民の理解度と浸透度についてアンケートを取って参考にする必要がありますのではないかと思います、いかがでしょうか。

また、最近災害の大きさが次々に変わってきています。その変化で現在調査や変更を余儀なくされている箇所などがあるのではないのでしょうか。危険増大が懸念されてきたところがどのくらいあるのか、分かりましたらお知らせください。

また、市民への危険の普及啓発などはどのようになされているのか、併せてご報告をお願いします。

2点目、災害のリスクコミュニケーションにつ

いてであります。最近微振動地震が頻発していますが、大地震の余震ではないかと心配です。2月に入り、青森県の東方沖や北海道の東方沖、陸地の直下型地震など、また2月14日には岩手、宮城、福島などの太平洋プレートが原因の震度6強の地震があり、2月23日には午後4時10分過ぎ、伊予灘の付近で地震がありました。これらは、東日本大震災の余震とのことですが、非常に驚かされます。

また、本県の青森市の沖合に震源地があることが新聞報道されました。温暖化の影響により、いつ、どこで、どんな災害が発生するか分からない状況になっていることを暗示しているようであります。

私は今まで、世界中で地球の地殻変動が活発になってきているのではないかと考え、防災、災害、避難対策などを数度質問し、地震と関連する災害について、機会あるごとに取り上げてまいりました。地震は、太平洋側ばかりではなく、日本海側も警戒の余地があります。日本列島の内陸部でも地震があります。北海道での大規模な山崩れやブラックアウト、ホワイトアウトなども、思いがけないつい最近の災害の一つであります。豪雨による災害も、今まで考えられないほどの大きな規模になっています。忘れた頃にやってくる危険を現実のものとして捉えること、そしてふだんから危険を共有するための取組を市民に教示することができれば、避難行動は飛躍的に伸びると考えられます。

ハザードマップは、危険災害から自分の命を守るためのものです。その機能を、作成した行政の意向どおりに市民にしっかりと行き渡らせることが大切であります。しかし、市民は自助という概念に疎い方もいるというデータもあります。配られても、読むこともなく折り畳んでしまっておく人や捨ててしまう人、全く関心がない人、

何が配られたか分からない人などがあります。危険についても、長年生活している、今まで何もないから自分のところは大丈夫という考え方を持っている人が大勢いるという事実を知り、行政もその対策に苦慮されているのではないのでしょうか。したがって、配布したからよいのではなく、市民がマップを利用するためにどのような工夫、方法を考えればいいのか、自助を喚起できる対策について、大変重要だと考えます。市民との危険に対する対話、すなわちリスクコミュニケーションをどのように捉えているのか伺います。

3点目、住民の意見を取り入れたハザードマップの作成についてであります。災害のイメージの固定化、安全情報との誤解を回避する対策や、災害リスク情報を取得し、避難する住民の主体性を引き出す対策、またハザードマップは作って終わりではなく、作ってからが始まりであり、地域の特性を踏まえて、なるべく多くの災害リスクの情報を提供することが必要であろうかと思えます。

災害が起きれば、住民は誰かが助けてくれるだろうと考えています。そのような人が多くなっています。このように考えれば、公助に依存することは自助としての主体性がないことになり、懸念されるべき事案であります。危機意識を自分で考えるようにしなければ、幾らすばらしいハザードマップを作っても役に立ちません。住民が声を出し合って地域の危険について話し合うことも重要です。リスクを自分自身で考えるようにするには、どのような対策が考えられるか。

また、記憶が定かではありませんが、たしか八戸工業大学のご協力で、脇野沢中学校の生徒との避難対策の話合いがなされ、研究課題を真剣に話し合ったと伺っています。コロナ対策で大変な今日ですが、このような場を市民参加のハザードマップ作りに活用するなどの考えはないか伺いたします。

4点目、自主防災組織率の低調な要因について伺います。2月12日の新聞記事で、本県の自主防災組織率が55.4%で全国ワースト2位と書かれていることを知りました。また、当市の場合は防災組織率は26.9%、団体数は40となっていました。他の市と比較すると、組織率が随分低く感じられます。

組織化について、少し私見を述べさせていただきますが、昔は火事が起きれば、率先して自前のバケツを持ち出し、村人総出でバケツリレーをし、消火に当たり、水増しという洪水が起きれば、村全体で知恵を出し合い、人足という村人が資材を持ち寄り、声をかけ、総出の参加で自主的に災害復旧に参加、協力していたものです。

最近この共助と言われる共同作業がなくなっしまいました。時代が変わり、人と人との絆を重んじる風潮が希薄になり、人足や共同作業の姿が見えなくなって、これらが疎んじられてきているのはなぜでしょうか。時代の変化で少子高齢化のためだとか、おせっかいだとか、そして行政の指導力不足が原因だと懸念する声もあります。例えば、消防団に入る人が少なくなっていますが、組織の多様化と一人世帯の増加なども原因ではないのでしょうか。組織率が低調なのは、こればかりではないと思います。市として自主防災組織率の低調な要因は何だとお考えでしょうか。

5点目、住民の避難に対する意識改革についてであります。災害が起きてしまってからでは仕方がありませんが、人的被害を防ぐためには、災害を事前に察知し、人々にそれを知らせ避難させることが不可欠であります。その場合の避難喚起と避難誘導などは、主として現在各地区の庁舎の方々と地域の消防団の方々が、その任務に当たっています。

この場合、住民が自主的に避難するかどうかであります。今問題なのは、今まで長年暮らして

きても災害にも災難にも遭っていない、自分のところは大丈夫、災難には絶対遭わないという意識です。この結果が今まで大きな人災につながってきました。何回も指摘してきましたが、豪雨災害や地震、津波、台風、地滑りなどの大きな災害は、いつ、どこで起きるか分かりません。自助、共助、公助の災害に対する住民の意識改革をどのように捉えているかお伺いいたします。

6点目、住民の避難時の判断基準についてであります。災害には、今まで示してきたとおり、大きな災害、小さな災害など、いろいろなものがあります。いつ、どこで、どんなことが起きるか分からず、このときの避難の判断が難しいことも事実であります。

今まで我が国で多くの災害が起こったとき、避難するそのタイミングが分からず、多くの方々が命を落としました。今か今かと考えているうちに津波にのみ込まれたり、土砂崩れに家が押し潰されて、その下敷きになったり、上流の大雨の発生が分かっていたにもかかわらず、どこへ、どのようにして逃げればいいのか、ふだんの避難の仕方が分からず、避難が間に合わなかったという事例を我々は多く見てきました。

このようなときにどうすればいいかを頭の中にたたき込むことが必要です。逃げるか逃げないかではなく、ふだんから災害から避難する基準をはっきり市民に知らせておくことも行政の重要な務めであるような気がいたします。行政では、市民が避難するときの判断基準について、必要かどうか、どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

これで壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、大湊高等学校川内校舎の閉校と市の関わりについてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、災害の発生予想に対する課題と対策についてのご質問の1点目、災害の発生予測と市民の意識調査についてお答えいたします。災害の発生予想につきましては、むつ市防災マップをご確認いただきたいと考えてございます。市民の皆様への防災マップに対する意識向上のためには、出前講座や各種広報により防災マップの理解促進に努めることがアンケート調査より必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、災害のリスクコミュニケーションについてお答えいたします。災害リスクコミュニケーションは、自助、共助の意識の高揚、醸成に効果的であると考えており、出前講座等において市民の皆様とリスクコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、住民の意見を取り入れたハザードマップの作成についてお答えいたします。防災マップの作成は、洪水、土砂災害及び津波の想定が見直されたタイミングで行われることから、市民の皆様への意見を取り入れることも重要ですが、新たな想定を速やかに市民の皆様にお届けするという観点により重要であり、難しいものと考えてございます。

昨年6月に市民の皆様にお配りした防災マップにおいて、市民の皆様自らが自宅近隣に潜む危険箇所、避難所の位置、避難経路等を作成していただけるようマイハザードマップの作成ページを掲載しておりますので、ぜひご活用いただきたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、自主防災組織率の低調な要因につきましては、高齢化、人口減少、近所付き合いの希薄化等が考えられます。

次に、ご質問の5点目、住民の避難に対する意

識改革についてお答えいたします。災害の発生は、他の危険の発生と比較し、総体的に発生確率が低いことや、幸いなことに本市においては大きな災害が少ないことが避難に対する意識が向上しない要因であると考えております。

次に、ご質問の6点目、避難するときの判断基準についてお答えいたします。平成31年3月において、避難勧告等に関するガイドラインが改定され、自らの命は自ら守る意識を持ち、自らの判断で避難行動を取るとの方針が示されました。気象庁から発せられる情報に5段階の警戒レベルが明記されることになりました。この警戒レベルにつきましては、市民の皆様にとっても避難を判断する重要な要素となり得るものでありますことから、テレビ等の速報、防災かまふせメール、ツイッター、LINE、フェイスブック、ホームページ等において周知が図られますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 大湊高等学校川内校舎の閉校と市の関わりについてのご質問の1点目、閉校後の校舎の利活用についてお答えいたします。

大湊高等学校川内校舎は、青森県所有の建物であり、青森県において閉校後の利活用の予定がないことから、令和2年12月22日付で県から市へ利活用の意向について文書による照会がありましたが、話し合いの場は特にありませんでした。

次に、ご質問の2点目、校舎の保安全管理はどのようにされるかについてお答えいたします。大湊高等学校川内校舎につきましては、今後大湊高等学校本校が見回り等により状況を把握しながら、危険防止対策を含めた管理を継続すると青森県教育庁からお伺いしております。

次に、ご質問の3点目から7点目までにつきましては、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

大湊高等学校川内校舎は、川内地区においては津波災害にも対応した大規模な避難所であり、まさに地域の拠点とも言える避難所であると認識しており、所有者の青森県には適正な維持管理に努めていただきたいと考えております。

一方で、避難所としてのみの取得につきましては、現在のところ考えてございません。同校の避難対象地区である桧川地区においては、避難が必要となる災害は土砂災害及び津波災害が想定されております。土砂災害は、強い降雨が前提であり、気象状況等から降雨の予測は可能でありますし、津波につきましても、内閣府の公表によりますと、陸奥湾内においては青森県東方沖を震源とする地震発生から津波の第1波が到達するまでに2時間30分程度とされておりますことから、いずれの場合におきましても、事前に住民の皆様に対して防災行政無線、防災かまふせメール、LINE等のあらゆる手段を活用し、事前に情報を提供することで、安全に近隣にあります川内中学校や川内小学校に避難していただくことが可能であると考えており、今後において周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（大瀧次男） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

9番富岡直哉議員を指名いたします。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） ご答弁ありがとうございます。

大湊高等学校川内校舎のこれからということですが、昨年12月22日ですか、文書による意向を

打診されたということであり、その後大湊高等学校の本校のほうで見回りをするということですが、ということであれば、避難所の設営というものは、これは今までどおりでよろしいのかどうかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

閉校になりましても管理は青森県ということで、当分の間は避難所としての運営ということは可能かと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） 私が一番この質問をするに当たりまして懸念しておりましたのは、管理運営がなくなるということでありました。今までどおりに継続していただけるのであれば、閉校になっても仕方がないことですので、了といたします。大湊高等学校川内校舎のほうは、これで終わりたいと思います。

それから、災害のことについてでありますけれども、陸奥湾沿岸に高潮警報が発令されましたときに、当市の湾沿岸周辺に避難勧告が出されたということは、質問でも取り上げました。市民はこのとき、この陸奥湾沿岸の市民はどのような行動を取ったのか。このとき、勧告された場所の数と避難した人の数はどのくらいあったのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

2月15日の高潮警報における避難勧告の対象地区は、むつ地区では中野沢をはじめ21地区、川内地区では戸沢をはじめ11地区、脇野沢地区では小沢をはじめ8地区、計40地区のそれぞれの沿岸部となっております。避難者数は、むつ地区で10人、川内地区では14人、脇野沢地区では2人の計26人となっております。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） 避難勧告が出たにもかかわらず、大分避難する人の数が少ないように感じられますけれども、この人たちは若い人たちでしょうか、それともお年寄りたち、または混合といたしましうか、どのような人たちが避難したのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 年齢構成等については、申し上げる状況にないと理解をしていただきたいと思ひます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） 分かりました。とにかく避難するときには、何かあまり危機感を感じていない方々が大分多いように感じられました。私自身も避難勧告が出たときに、大湊高等学校川内校舎のほうへ行って見ました。でも全然避難した人が見当たらずに下りてきましたけれども。

やはり市民は、幾ら避難勧告が出たとしても、自分の身が危険な状態に置かれたとしても、何かこのような状況では逃げる気がないのではないかというような気がしてなりません。この動きを早めるためには、何かをやっていかなければならないと思ひますけれども、ハザードマップを見た人もいれば、見ない人もいます。そういうふうな緊急な放送なんかになれば、やっぱり放送のほうに優先されて、避難するということが鈍ってくるのかなと思ひますが、このための対策というのは何か考えることがありますでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

市といたしましては、災害時にはまず自分の身を守っていただく行動を取っていただくということが大前提でありますことから、このような自助という部分、共助という部分を推進するように、今後も広報等で努めてまいりたいと思ひております。

す。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） 今回は、大湊高等学校川内校舎の閉校と防災関係の質問をいたしましたけれども、これもやっぱりみんな市民に密着するようなことであります。

いろいろな面で行政では一生懸命になっているのはよく分かります。市長が先ほど申し述べました防災に関する冊子、3部、あれを見てきましたけれども、川内の場合は洪水の避難がなかったような感じがして、あれっと思ひてきましたけれども、川内は私が中学生のあたり、川の全面的な改修工事をやりまして、洪水にならないということからああいうふうな川内の洪水のものがなかったのかと思ひますけれども。

とにかく、これからいろいろなことがあります。先ほど質問でも述べましたとおり、微振動やちょっとした大きい地震が頻発しています。この下北半島の沖合でも揺れている、地震が発生したという事例がどんどん多くなってきています。このための対策は、とにかく行政の対策はハザードマップだけではなくて、もう少し神経を使ったような対策をお考えいただきたいと思ひます。

それから、もう一点お聞きしたいと思ひますけれども、今朝ほど防災専従員の不在というのを新聞で目にいたしました。当市では6人の防災の専従員がいるということが書かれていましたけれども、この専従員の数というのは、どのぐらいいればいいのか、私たちはちょっと分かりませんが、市長、この専従員の数はこれでよろしいですか。6人で足りていますか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

6人で足りるかどうかということの前に、もう少し神経を使った対応をしろというようなご指摘を受けましたけれども、災害のときというのは、

初期の段階では行政というものが果たす役割というのは極めて限定的です。というのも、放送を流したり、繰り返し避難をお願いするということができません。東日本大震災なんかを見ても、まさにそのとおりだったと思います。

翻って、例えばですけれども、東日本大震災で被害に遭われた方々、特定の場合を除いて、例えば大川小学校とかそういう場合を除いて、被害に遭われた方々が、それでは賠償を当該市や県に求めることができるかという、これはできていないわけです。したがって、そういう法的な観点からも、行政の役割というのはすごく限定的なのです。だから、考えなければいけないのは、さっき自分は逃げなかったというふうに堂々とおっしゃいましたけれども、出したら逃げてください。避難してください。そういう行動が連鎖をするのです。

日曜日のNHKのスペシャルで、どうやって人々が東日本大震災の津波から避難したかというような放送をやっていました。これは、まだまだ検証が必要な部分だと思うのですが、ある一人の人間が率先して避難したことによって、特定の集団が一斉に避難を開始したというケースが関東、あるいは石巻で見られたと。このことについては、これからの防災の最前線の行政の中で考えていかなければいけないことだというふうに思います。

だから、市議会議員がそういう形で、自分は避難しなくていいのだとなれば、これはみんな避難しないですよ、それは。そうでしょう。私たちが率先して避難しないと、住民の方々避難するはずがないではないですか。まず、そのことを私は申し上げたい。

その上で、専従が6人でいいかどうかということについては、いざ災害になれば、庁舎にいる500人全員で対応するわけですから、それは全く問題がないと私は認識しております。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） 避難勧告のときに私が逃げたというよりも、避難に来ないのだろうなと思いながら、どのぐらいの人たちが逃げているのかなということを確認の意味で行ったわけであります。それでも、隣近所にはこの避難勧告がかかっていますので、「逃げる段取りをしたらどうだ」、「逃げたらいいのではないのか」と言いましたら、「西風だから、こちら辺はもう全然災害には遭わないのだ」と。南風といいまして、やませが吹けばまともになるのですけれども、西風の場合でしたので、私もそれ以上の声かけはしないで終わりました。しかし、人命救助の観点から申せば、人が逃げるのを助けるために私はこれからも声をかけたり、車で逃げられないときもあると思います、そういうときには、できる限り皆さんに避難を呼びかけていくように努力したいと思います。

市長に怒られたような感じがいたしましたけれども、私は何も別に自分一人で逃げようと思ったわけではございません。そのことだけはご理解いただきたいと思います。

防災についても、大湊高等学校川内校舎のことについても、大体の答弁をいただきましたので、これでよしといたします。

今回はこれで終わります。

○議長（大瀧次男） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午後1時55分まで暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。6番佐賀英生議員。

（6番 佐賀英生議員登壇）

○6番（佐賀英生） こんにちは。6番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第247回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者各位の前向きな答弁、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスの日本での蔓延から、はや13か月が過ぎようとしております。いまだ終息のめどが立たず、最盛期よりやや沈静化しているものの、いまだ日本各地で発症しております。厄介なことに、変異型も見られるようになり、どこまでが一区切りかということが見通せない状況にあります。その間、季節ごとに暴風雨などの災害も被ることになり、日本のみならず世界的に大変な1年余りだったと思われまます。

今年は、東日本大震災の発生から10年がたち、いまだ不明者2,559名の方々が家族の元に帰れず、つらい日々を送っておられることと思います。東日本大震災を思い出させるかのように、2月13日23時過ぎに大きな地震が発生し、10年前のことが頭の中をよぎりました。それ以降、日本各地、また世界の箇所箇所地震が頻発しております。私たちは、10年前の東日本大震災の悲惨さを忘れかけているとは言いませんが、記憶が薄れかけていて、少し油断しているのではないかと考えております。

災害は忘れたころにやってくるのではなく、いつでも、どこでもやってくると肝に銘じ、心がけて過ごしていかななくてはならないと思っている今日この頃であります。

それでは、通告に従いまして、3項目9点についてお伺いいたします。

ここ一年、不要のときは家にいることが多くなり、テレビを見る機会が増え、放送ではコロナ禍

の影響により離婚率が下がるとともに、結婚したいと思う人が増えているとのこと。ブライダル関連の仕事をしていた経験がある私としては、興味津々、食い入るように見ておりましたら、AIによるマッチングがかなり功を奏しているとの報道で、趣味や性格、相性の果てまで、かなりの高確率で結びつけていると報道されておりました。

私は、ここで来たかと、率直に感じました。出会いとは、ありそうでなかなかなく、友達、友人関係なら難しくはないのですが、恋愛となるとそういわず、ましてや情報ツールの発達している現在において、人と人々が直接温度を持って会うという機会が減ってきているように感じられ、今日では出会うという機会と時間が短縮されているからだと考えております。恋愛感情まで行き着くには、ある程度の時間と会話、相手を知る観察能力が必要になるからです。

結婚願望が薄い人、ない人はフランクに付き合えるのですが、結婚願望がある人は対象者として見てしまい、いささか構えるし、慎重にもなってしまうため、少し硬くなってしまうこともあります。そうすると、友達同士の交流で構える人も出てきてしまうので、少し大変です。年齢が上がれば上がるほど顕著に見られる行動で、致し方ないと言えば致し方ないのですが、フランクな感じとは言えなくなることがしばしばです。

AIでのマッチングでは、申込者が結婚を前提としていることや、ルックスや会話、年収などはさておき、性格を主体とした趣味や環境を重視したマッチングを設定しているために、高確率での出会いが生まれるとのこと。残念ながら私は、経験ありませんし、携わったこともありませんので、感想を述べることはできませんが、私の仕事上の経験では、出会いというのは様々な形があり面白いものです。特に多いのが、最初は相手が嫌いだった人やタイプでなかった人と結ばれてい

るということです。詳しくは言いませんが、私にはよく分かる方程式です。時代がAIを求めているのならば、それもありですし、私はよい出会いの一つでもあると考えます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、むつ市の婚姻数について。

2点目として、むつ市の出生数について。

3点目として、AIを活用した結婚支援について。

以上、3点について市長にお伺いをいたします。

次に、2点目の震災対策について質問いたします。3月5日に浅利議員が詳しく質問していることと思われませんが、私は当日、大変恩義のある方の奥様の葬儀で出席かなわず、聞くことができませんでしたので、簡単に質問させていただきます。

前段でも述べましたが、10年前の東日本大震災の思いや記憶が薄れかけてきているのではないかと思われていると述べました。人は、いい意味でも、悪い意味でも、忘れるということを知っています。しかし、この事件は忘れることなく、薄れることなく、常に念頭に置いておかななくてはならないことだと思っております。過去の一般質問でも述べましたが、30年以内になんかの確率で東日本大震災並みの、もしくはそれ以上の地震が来ると予想されており、備えはしておかなくてはなりません。最近では、旧町村単位での地震、津波対策の避難訓練が行われていないと感じており、小規模や町村内のブロック単位でも行うべきと考えている一人でもあります。

大がかりではなく、とにかく逃げる、避難するという習性を持つような訓練や行動に結びつくことをすべきではないかと思っております。まずは、命を確保するということです。

東日本大震災以来10年、当時小さかった子供たちもそれなりの年齢になり、それなりの年齢の方々はそれなり以上になっており、それなりに体力

も落ちてきていることでしょう。子供たちや若い人たちは、10年といいますと結構長く感じられることと思いますが、私の年代になりますと、あっという間にそんなのはたっとうしてしまっているというのが率直な感想で、つい最近そのように感じられます。

犠牲者の家族の方、いまだ不明の家族の方は、現在においても東日本大震災は続いているのではないのでしょうか。一つの節目としてこの機会によくよく思い出し、震災に備えるべきと考えます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、現状における震災対策について。

2点目として、震災に対する当初の目的の達成度について。

3点目として、現状における課題について。

以上、3点について市長にお伺いをいたします。

次に、3項目めの女性の登用について質問いたします。先般の東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、前会長の森喜朗氏の「女性の話は長い」、「組織委員会の女性はわきまえている」という発言に端を発した女性軽視問題は、その後謝罪をしたにもかかわらず、かえって問題を大きくしたこの行動は、国内のみならず世界にも飛び火し、大きな話題となりました。本人は、なぜこうなるかと、逆に疑問に思い、この問題について理解していないのではないかと私は感じております。

当世、ジェンダー観について議論されている状況のみ込めておらず、昔気質の男尊女卑観が現れてしまったのではないのでしょうか。

私は、この問題は女性という性的なことではなく、人間としての個人の資質の問題であり、男性でも女性でも話の長い人はいるし、的を射ないことを言っている人だっているわけで、女性をくくりにして大きくしてしまったことに反発を受けたのではないかと思っております。当然その後の

処理のまずさが決定的だったということは、言うまでもありません。

元来、始原は女性がリードしており、農耕が盛んになってから、体力的に強かった男性に主導権が移っただけの話であり、どうのこうの言うことではなく、現在でも一部の国では女性が働き、支えている国もあるのです。とはいつても、現実的には、まだ一くりに言いますと、男尊女卑的な発言や行動が見られることも事実かと思えます。特に年齢の高い層に多く感じられ、会合などに行きますと、いまだに「男性だから、上にどうぞ」という言葉がたくさん言われます。その年代の方々は、多分女性は慎ましやかに三歩下がって何とやらを教え込まれた年代であり、決して他意があるわけではないとは思いますが、まだそういうところがあるのではないかと感じております。

世界的に見て日本は、男女平等の度合いが先進国7か国の中では最下位で、世界男女平等ランキングでは、対象153か国中121位と、過去最低を記録しております。OECD経済協力開発機構においても下位で、その要因は女性の政治家、閣僚、大学教授、専門職の登用の低さが要因となっているとなっております。特に政治家の数と閣僚の数がとても低く、要因の大きな部分を占めております。だから、政治枠を設けて数字を示し、女性を引き上げるといふのもどうかと考えております。

私は、女性が働く環境の改善を求めることが大切で、男尊女卑の意識改革を行うことにより、おのずと女性の進出ができると考えているからです。そうなりますと、同時に所得も向上し、賃金は上向くという方程式になると思っております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1番目として、女性の職員採用数と男女比率について、2番目として、管理職への登用比率について、3番目として、国内及び諸外国の女性の各分野における登用に対する市長の所見について、

市長にお伺いをいたします。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、AIを活用した結婚支援についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、震災対策についてのご質問の1点目、現状における震災対策についてお答えいたします。東日本大震災以降、市では地域防災力の強化に向けて様々な対策等を講じてまいりました。主なものを幾つかご紹介いたします。

まず1つ目といたしましては、地域防災計画等の防災に関する各計画等の見直しと新規の策定をいたしました。

2つ目といたしましては、ハザードマップや防災マップの作成、配布を行い、またそれらを用いて防災意識を醸成するための出前講座等の実施を行ってございます。

3つ目といたしましては、全国瞬時警報システムJアラートの導入や、SNS等を通じた災害情報伝達手段の整備を行っております。

4つ目といたしましては、地域で取り組む防災対策としてのむつ市避難行動要支援者支援制度の推進や、自主防災組織への支援を行ってございます。

5つ目といたしましては、避難場所や避難所における備蓄品の整備や、災害時には避難経路にもなる道路の整備を行っております。

最後6つ目といたしましては、各種団体等との災害時応援協定の締結であり、これらの取組は市の防災力の強化に大きく寄与するものと認識しております。

次に、ご質問の2点目、震災に対する当初の目

標の達成度についてであります。当市の東日本大震災への対応についての課題は幾つかありましたが、主なものといたしまして、災害時用資機材や物資等の備蓄、地域の協力体制の構築、災害時の応援協力協定の締結がありました。

まず、災害時用資機材や物資の備蓄につきましては、指定避難所98か所のうち、小・中学校等の30か所と、市役所、各庁舎に毛布や暖房機器、発電機、投光器等を整備したことから、避難所開設のための備蓄は整備できていると考えております。

次に、地域の協力体制の構築につきましては、避難行動要支援者名簿を作成し、消防や警察、民生委員、町内会等へ提供しており、地域での支援体制の構築を進めております。

次に、災害時の応援協定につきましては、東日本大震災時は16件の協定を締結しておりましたが、現在41件の協定を締結しており、156%の増加と応援支援体制の構築や物資の確保対策を進めております。

このような対応から、当初の目標はおおむね達成したと認識しているものの、自主防災組織の世帯カバー率がまだ27%となっており、組織率向上に向けた取組が必要と感じております。

次に、ご質問の3点目、現状における課題についてお答えいたします。むつ市総合経営計画では、震災等への対応については防災対策の充実に位置づけられており、公助のみでは限界があることから、自助や共助を推進するための市民一人一人の防災意識の向上及び自主防災組織のような地域ぐるみでの防災活動の充実が課題であるとしております。

いずれにいたしましても、防災対策に終わりは無いものと認識しておりますので、一つ一つ目標を達成していくことで防災対策の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りた

いと存じます。

次に、女性の登用についてのご質問の1点目、女性の職員採用数と男女比率についてお答えいたします。令和2年4月1日の採用職員15名のうち、女性職員の採用数は7名となっており、女性の比率は46.7%となっております。また、この比率は令和元年度35.7%、平成30年度42.1%となっております。

次に、ご質問の2点目、管理職への登用比率についてお答えいたします。令和2年4月1日現在、管理職総人数103名のうち、女性職員の管理職への登用者数は17名となっており、女性の比率は16.5%となっております。また、この比率は令和元年度17.8%、平成30年度17.3%となっており、今年度は若干減少したものの、横ばいで推移しております。

次に、ご質問の3点目、国内及び諸外国の女性の各分野における登用についてお答えいたします。国では、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成27年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を制定いたしました。これは、事業主に対して、職場の女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析を実施し、これらを踏まえた行動計画の策定と、公表するよう働きかけたものであります。これらの取組により、全国的には就業者の女性割合は上昇しておりますが、我が国の管理職に占める女性割合はまだ低く、世界の中でも著しく低い状況となっております。私としては、こうした状況は大変残念に思っております。

むつ市役所においては、女性だからという理由で何らかの人事上の不利益を被ることは一切ないと考えており、結果として採用者の女性の割合、各職階ごとの女性の割合、管理職の女性の割合については5年平均で見れば上昇しております。むつ市としては、今後も性別に関わらない適切な人

事配置、人材登用に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） AIを活用した結婚支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、婚姻数についてであります。青森県人口動態統計によりますと、平成27年は298件、平成28年は260件、平成29年は252件、平成30年は216件、令和元年は227件となっております。

次に、ご質問の2点目、出生数についてであります。同じく青森県人口動態統計によりますと、平成27年は410人、平成28年は384人、平成29年は380人、平成30年は349人、令和元年は304人となっております。

次に、ご質問の3点目、AIを活用した結婚支援についてであります。政府は地方自治体におけるAIによるビッグデータを活用した結婚支援事業に対し支援を行うこととしております。青森県におきましては、令和4年度以降、AIによるマッチングシステムの導入を検討していると伺っております。

これまでむつ市では、大間町、東通村、風間浦村、佐井村と連携し、主に婚活イベントによる結婚支援を実施しております。今後他の自治体や青森県の動向及びAIシステムの効果について注視、研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 答弁をいただきました。順番にいきたいと思うのですが、AIの部分、婚姻率についてなのですけれども、やはり予想どおりといますか、人口も減少しておりますので、減ってきていると。

ちなみに私、こういう結婚式の仕事をしたとき、下北全体、むつ全体、下北全体のほうがよろしい

ですか、この倍近く、約600件ぐらいの婚姻数がある、約半分ですよ。あのときは平成5年あたりですが、時間もたっていますので、あれなのですけれども。やはりそれに伴って出生数も下がっている。ただ、今回のAIの婚活については、出生数というのはあまり気にしておりません。というのは、結婚したら必ず子供ができるとか、できなくてどうのこうのという部分はさておいて、ただそういう参考の数として申し上げただけですので、出生率に関しては少し置かせていただきます。

先ほどの答弁の中で、県は令和4年以降にこのようなAIを活用したビッグデータを持ったものを使っていくというお話なのですけれども、もしそれに乗っていくとすれば、どのような形、今のところあと1年ちょっとありますので、うちのほうも少しそういうのを考えていくのか、それとも少し様子を見て、必要とあらばやっていくのか、そこら辺のところを再度お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

まずは、下北圏域で行っています婚活イベントを中心としたものによる結婚支援を実施しておりますので、この事業をきちんと実施してまいりたいと思っております。

また、その中でそういう方々からのアンケート等も実施しながら、AI等によるそのような支援等も必要だということがあれば、県の提示される新たなシステム等も考慮しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 分かりました。この婚活については、浅利議員がかなり得意で、いろいろと一生懸命骨を折っているわけでありまして、自衛隊さんのやつで、結構前なのですけれども、私も何百人単位で自衛隊さんのマッチングのお手伝いを

したことがあるのですが、なかなかはにかむとい
いますか、そういうのは集まりにくいと。やっぱ
りどうしてもそれぞれと来ると、何か恥ずかしい
ような感じになります。

私は、ちょっと勝手な話なのですがけれども、こ
ういうのというのは、どっちかというと一堂に会
わせるよりも、うまく分割して、それがあまり他
人に知られないような形で最初醸造してあげれば
いいのではないかなと思っております。ですから、
県のほうとしても、全体の同じ会場、どこかにい
ろんな人に会わせるというよりも、初めはAIに
よるマッチングで会う人の数でいったほうが、ど
っちかというとは私は効率的にいいのではないかと。
なおかつ私たちの頃は、どっちかという、
どこかで会ったりとか、職場で出会うという形で
したのですが、あるときから、私の知って
いる範囲では、婚活のメールとか、そういうので
出会っている人というのはかなり多い数になって
きて、一つのそれも出会いの形だなと。

今後やっていく中で、県のやつもある程度示す
のでしょうけれども、なるべく本人たちに負担の
来ないやりやすいような雰囲気、そういうのをつ
くって。支援ですから、あくまでも。本来ならば、
あまり出過ぎてもいけないですし、やらせ過ぎて
もいけないと思いますので、そこら辺のところを
準備していけるのがいいのではないかと。

令和4年に合わせてスタートする発想でいくの
か、それとも令和4年に県がやったのを見ながら
進んでいくのか、再度そこら辺のところをお教え
願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

令和4年からやるかどうかということのご質問
ですが、私どもといたしましては、そもそも
もAIを活用した婚活というのが、これ民間で先
行して様々なアプリというかがあるようすの

で、そういったところとどういふふうに差別化し
ていくのか、どういふふうにやっていったらいい
のかということも含めてこれから考えていきたい
ということだと思っています。ですから、県がや
る予定と伺っておりますけれども、そういったと
ころも横目で見ながら、制度について深堀りをし
ていくということだと理解していただきたいと思
います。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。

この結婚式とか出会いというのは、かなりあり
がたいお話なのですが、ちょっとこういう
言い方をすれば失礼かもしれませんが、あまりそ
ぐわな業者といますか、はっきり言えば詐欺
的な業者がかなり多くて、大変な部分がありま
す。その点は、もしスタートするとしたら、その
辺の業者を見越してやっていただきたいですし、
県の努めているところだと、信用度のある業者
とタイアップしてやっている部分があると。私は、
あくまでも支援、雰囲気やロケーションを役所が
つくってあげて、やるのはそちらに任せたいと、
分担しながらやるのが望ましいと思っております
ので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

2番目の震災対策について。今日の一発、最後
のとどめで言いたいのが、東議員とさっきの市長
のやり取りで一番おいしいところが出てしまった
ものですから、残念なのですが、震災の一
番の防衛というのが、まずは自分の命は自分で守
ること、これが一番だと思います。さっき市長が
いみじくもおっしゃいましたけれども、行政がや
れるというのは、やはり限定的なわけですね。
まずは逃げて命が助かったと、そこから行政が少
ない部分、できない部分を補っていくというのが
原理原則ではないかと思ひます。命まで助けて迎
えに行けとか、そういうのは現実的にはかなり難
しいのではないかと。

さつき市長がおっしゃいましたけれども、町内の、前にも私も何度かお話をさせていただいたことがあるのですけれども、避難できないとか独り暮らしとか、体が悪い方の名簿はもらいます。では、現実的にそういう役職、その立場ある人が迎えに行けとか何かというのはかなり難しいのです。ですから、そういう方にもできるように、ふだんから訓練云々ができればいいと思ひまして、私は思うのですが、昔というか、震災が起きて二、三年したあたりでですか、大畑で場所を決めて避難訓練をした経緯がございます。何か、それからあまりやられていないのではないかと思うのですけれども。その後小規模でも、大規模なやつは、自衛隊の方が来て炊き出しするのですけれども、ただの避難訓練的な部分というのは行われているのか。もし分かれば結構ですが、お教え願いたいのですけれども。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

避難訓練については行っております。大畑で行ったのが何年前かということについては、この後担当部長から答弁をさせますけれども、先ほど佐賀議員がおっしゃったように、やはり自分の命は自分で守るということと、繰り返しになりますが、市役所の職員が避難遅れた人を助けに行くということは、ほとんど不可能です。というのも、例えばこの前2月に防災図上訓練、自衛隊と一緒にやりました。あのときに、想定が大畑5メートルの津波来るということでしたので、まず私たちが何をしたかといえば、大畑の庁舎の職員を機能ごと別なところに移すということ、30分で津波が来ますから、もうそれぐらいしかできないのです。よくよく考えてみていただきたいのですけれども、むつ市5万6,000人の人口がいて、私たち市役所は500人しかいません。消防も300人しかいません。そういう中で、これを助けに来いと言われても、

物理的に不可能。やはりそれは日頃からどう逃げるのだということをそれぞれに考えていただくことが大事かなというふうに思いますので、まずその基本的な認識をお伝えさせていただきたいと思ひます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 総合防災訓練、これは各地区持ち回りということでやっておりますけれども、大畑地区におきましては、令和元年度に実施しております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） まず、令和元年ということで、それから長いのか短いのかは別にして、やはりこういうのというのは体で覚えるまで少し頑張れば本来いいのですけれども、これも現実的にはかなり大変だと。

あまりいい話ではないのですけれども、2月13日でしたか、ちょっとした事件があって、うちが古いものですから、雨漏りして停電になったわけです。全部つけるのですけれども、ありがたいことに、私の寝ている部屋だけがどうしても電気が復旧できないと。そうすると、かなり厳しいものがありまして、ただ私の場合はありがたいことに、キャンプとかそういうのが好きだったので、部屋にキャンプ用品があって、何とかしのぐわけなのですが、隣近所を見ても、なかなかそういうのをしていないと。

現実、理屈ではみんな分かっているわけです。何かあったときに食料を3日分用意しろだとか、電気を持てだとか、スリッパを持てだとか、分かっている、なかなかあまり現実的にはなっていないと。そして、この前の避難のときでも、いつぞやの大雨か何かの避難のときも、避難所を見に行きますと、さつき東議員がおっしゃったとおり、あまり人が来ていないと。来ているのは、独り暮

らしの人か夫婦の方か、家族にちょっと体の弱い方がいるですとか、そういう方がまず多うございます。

そこで1つ、そういうところに行きますと、それは大畑小学校だったのですけれども、それから間もなく対応してもらったのですが、車椅子がないということで、ちょっと不自由していた方がいらっしやいました。そういうときに、そのセットとか何かというのはやはり職員の方が来てやるのか、それとも誰かある程度頼んでいる人がいるのか、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

体の不自由な方で車椅子等必要なこともあろうかと思いますが、現段階では庁舎に何台かありますので、それを活用するというような格好になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 分かりました。即時の対応というのはなかなか難しいですし、場所場所に全部置くというのも、これは現実的ではないので、遅れても、その段取りができるという体制は何とか整えていただきたいと思っております。

それと、私何度か言わせてもらった、多分浅利議員もやったと思うのですが、大きい地震というのは来ると思うのです、揺り返しといいますか。それにもうちょっと危機感を持っていただけないかなと。私もたまにあるのですけれども、自分だけは助かるという、ちょっと安易な発想があるわけです。僕なりに何とかなるだろうと。ではなくて、やはり備えて、それになったときに、とにかく自分の命は自分で守るのだと、とにかく自分で逃げるのだと、そこに行くのだと、助かるのだというようなものを何か今後において、訓練という形ではなくても、そういう場面やそういう機会を

設けていただいて、本当にそういうのがあるということ認識させていっていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

続いて、3番目の女性の登用についてなのですが、まずもって議長に最初お願いをしておかなくはいけないのですけれども、このとおりですので、ちょっと過ぎた言葉ですとか、悪気はなくても、あまり不適切な文言がありましたら、注意していただくようお願いいたします。

○議長（大瀧次男） はい。

○6番（佐賀英生） まず、女性の職員のことなのですが、職員としたほうが分かりやすいと思っただけなのですが、今女性の登用というのがなかなか難しく、難しいというか、思ったようにいかない。昨日、おとといの新聞のほうでも、国際女性デー、3月8日ありまして、国会議員に絞り込んだお話だったのでしょうけれども、2055年までに35%に女性の立候補率を上げるとなったら、66%の女性議員の方が無理だろうと、そういうお話をしておりました。それはそれで結構なのですけれども、女性の社会進出といいますか、社会進出はある程度なっていると思うので、機会均等もなっていますので、なかなか現実問題としてその場所に行き着けていない。その点が大変今のところ問題になったりしていると。一方で、ちょっと過敏になり過ぎているところもあるのではないかと思うところもあります。男らしく、女らしくですとか、ちょっとした文言にいろんなクレームが来たりですとか、そういうものになりますと、ちょっと窮屈な感じも受けております。

先般の放送というか、「プレジデントオンライン」という中で、女性の登用についてしているのですが、今コロナ禍の中で、東京に25歳以下の女性が行っているかという、かなりの数が行っているそうです。コロナだから地元にいるのかなと思ったら、例年とそんな遜色なく行っていると。

住んでいるところは、東京都内というよりも、千葉県ですとか、神奈川県ですとか、埼玉県のほうが多いとなっていますが、やはりそれというのは女性のキャリアアップですとか、ある程度の所得が得られないから行っているように感じられるわけですが。

例えば給与的な部分ですとか、職員に絞ったほうが話が分かりやすいと思いますので、それについて、最終的に市長としてはどこまでいければ女性の方、ある程度のものが得られて、なおかつその女性の地位ですとか、採用ですとか、数字的に何%いければよしと思っているのか、現時点でのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

何かいろんな議論が混ざっているような気がしていて、政治家の割合に女性が少ないという話と、職員、特に管理職に女性が少ないという話は全く多分違う話で、職員のお話だけさせていただければ、今現状、採用から昇任、昇格に至るまで、全く男性か女性かということは考慮していません。そういう中でいくと、もう採用については年によっては46%が女性ということが、これあると。いや、5割に行っていないのではないかというふうに思われるかもしれませんが、恐らくそもそも受験した男女比がそれぐらいになっているのではないかと私は思っています。ですから、採用がそういう状況だと。

管理職の割合が、今日17%というふうに申し上げましたけれども、これでは何かすごく低いのではないかと思われるかもしれませんが、管理職になる年代の男女比率、職員の男女構成というのは、今と違ってほとんど男性のほうが多いような形で採用していた年代になっているわけです。ですから、市役所の中での女性の比率ということに関しては、その当時の採用と連動して割合が高くなっ

てきているというようなことですから、この後、普通に考えていけば、どんどん、どんどん管理職の割合も5割に近づいてくるというふうに思いますし、今年採用された職員が管理職になるのは30年後ぐらいになると思います。そのときには4割、5割というような世界になっているというふうに考えてございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 分かりました。今度は一問一答式でいきたいのですけれども。

それでは、女性職員の退職率といいますが、もろもろの事情があろうかと思うのですが、その点は、数字が分かれば数字でもいいのですけれども、大体この線で何人か、経緯、流れ、そこら辺のところ、もしお分かりであったらお教え願いたいのですけれども。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

女性の退職率というのは、ちょっと出しておりませんけれども、女性職員の退職につきましては、ほとんどが定年退職ということになっておりまして、少数ではありますが、中途退職という状況になっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） 分かりました。これは、自然的なもので。

あと、よく一番問題といいますが、厳しいと言われている比較的役所というのは取りやすいと思うのですが、育児休暇ですとか、あとは退庁時間。例えば子供ができて、仕事に復帰したと。そのときに、子供の幼稚園とか児童館とか迎えに行かなくてはいけない場面があろうかと思うのですが、そこら辺のところはきっちり守られてというか、どういう形になっていますでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） まず1点目は、育児休暇は取得できているのかというところでございますが、産前及び産後の休暇は出産前の8週間及び出産後の8週間にわたり取得することができるというものと、また産後休暇取得後に育児休業も取得可能でございます。こちらにつきましては、対象となる全ての女性職員が現在取得しているという状況になります。

もう一点、育児休暇からの復職後、定時に帰宅できるかというところでございますが、女性職員が育児休暇から復職した場合、正規の勤務時間の始めまたはあるいは終わりに、1日を通じて2時間以内の休業を取得することができる部分休業というものがございます。定時よりも早く帰宅するというところでございますが、各職場の配慮もあまして、これができるようになっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。福利厚生は、役所というところは多分いいと思いますので、かなりいいのですけれども、うちの女房の勤めているところも福利厚生がたっぷりよくて、結構休みも取りやすいですし、有休もたっぷりやらせていただきますし、やはりそういうところというのは定着率も高いですし、よろしいかと思うのです。

なぜ定時に退庁ということ聞いたかといいますと、たまたまうちの長男の嫁さんが外国の方なのですが、いつも言うのですけれども、日本人というのは始まる時間はきちりしている、ただ終わる時間がきちりしていないと。なぜなのですかと聞かれても、私ちょっとそれ分からないものですから、あれなのですけれども。特にも女性の方というのは、子供を見なくてはいけないというのがある。いまだにあまりよろしくないと思うのですが、そういう家事なんて全般的に女性の方

がやるものだという風潮がまだまだ根強くあるのではないかなと。ちなみに、私は全部自分の御飯も作りますし、茶わんも洗いますし、掃除もしますので。

ついでに、ちょっと自慢なのですけれども、PTA会長やったときは、副会長を1人増やして、4人体制のときに、必ず女性は2人入れましたし、うちの町内の役員は、6人中4人が女性です。かなりやり込まれていますけれども。やはりそういうのというのは、それはたまたまというか、意識しているところもあるのですが。そういう形でつくっていくことによって、いろんな多様な意見がある。特に町内というのは、いろんな生活に関わる分が多いものですから、女性の意見というのはかなり貴重なものですから、そういうふうにしていきたいと。

今後においても、女性の登用というのは、わざとやればちょっと嫌らしくなって、せっかくの能力ある男性の方が排除されますので、そうでなくて、いい機会を持っていていただきたいと。そのように思って、男女平等の世界が、世の中がづくられるように思って質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大瀧次男） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月10日は議案質疑、委員会付託、一部採決、予算審査特別委員会設置及び付託、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時38分 散会